

別紙1-2-4-1-2-8

系統として機能、性能を達成する設備

(放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設

塔槽類廃ガス処理設備

(設計基準対象の施設のみ))

1. 概要
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方
  - (1) 要求される機能、性能について
  - (2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方
  - (3) 主配管名称の設定の考え方
  - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

- (1) 第10条：閉じ込めの機能
- (2) 第24条：廃棄施設

添付2：申請対象設備リスト（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

添付3：申請対象設備抽出結果（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

- (1) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）
- (2) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系
- (3) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備
- (4) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
- (5) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系
- (6) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系
- (7) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系
- (8) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系
- (9) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
- (10) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備
- (11) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

## 1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

## 2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

### (1) 要求される機能、性能について

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備のうち、安全上重要な施設以外の塔槽類廃ガス処理設備であって、重大事故等対処設備を兼用しない精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）及び溶媒処理廃ガス処理系）、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系、廃溶媒処理廃ガス処理系、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系及び塔槽類廃ガス処理系）、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備並びに分析建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

#### a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

##### (a) 第24条：廃棄施設

##### i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

##### (b) 第10条：閉じ込めの機能

##### i. 【室等の漏えい拡大防止】

##### ii. 【放射性物質の保持機能】※

##### iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】※

##### iv. 【フードの面速維持】※

※ 「ii. 【放射性物質の保持機能】」、「iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」及び「iv. 【フードの面速維持】」は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に含む。

(2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路を設定する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能、性能について、「2.（1）要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第24条：廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条：閉じ込めの機能」に関する範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）（以下、「塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）」という。）は、再処理設備本体 精製施設 ウラン精製設備（以下、「ウラン精製設備」という。）の [REDACTED]、再処理設備本体 精製施設 精製建屋一時貯留処理設備（以下、「精製建屋一時貯留処理設備」という。）の [REDACTED]、再処理設備本体 酸及び溶媒の回収施設 酸回収設備 第2酸回収系の [REDACTED] の塔槽類から発生する廃ガスを、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウムを除去し、排風機により放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）（以下、「精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）」という。） [REDACTED]

[REDACTED] 主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

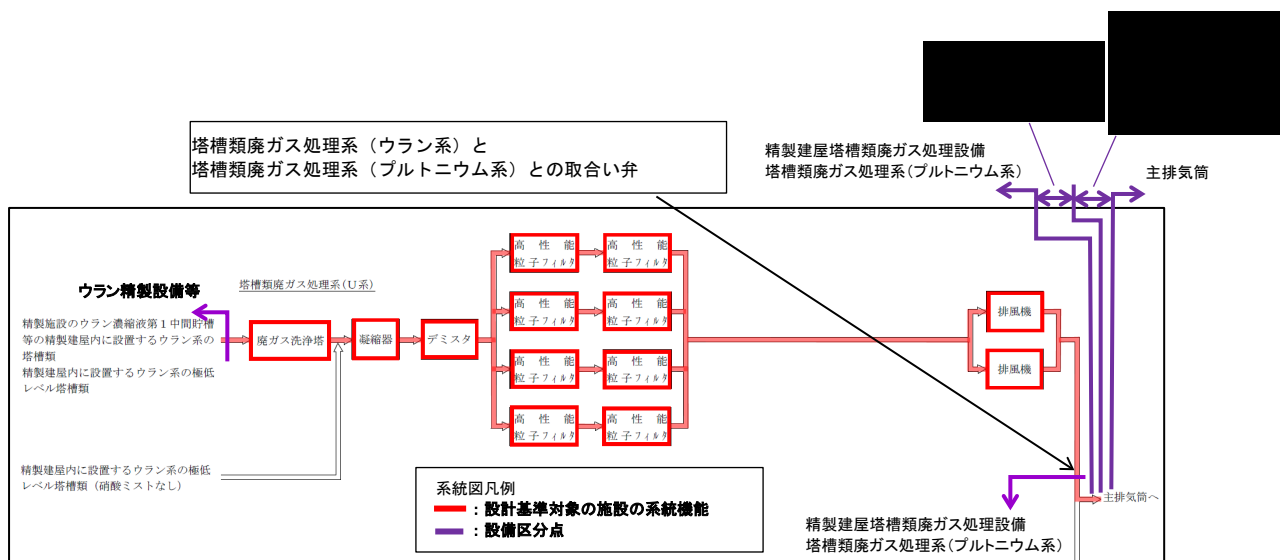
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）は、高性能粒子フィルタは4系列、排風機は2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の廃ガスの浄化を行う廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、「別紙1-2-2-4-1 ウラン精製設備」、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] 及び [REDACTED]、 [REDACTED] において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の範囲は、以下のとおり。(第2-1図参照)

- 廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の取り合い弁まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)」に示す。



第2-1図 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-7 (1) 図抜粋)

(ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系（以下、「溶媒処理廃ガス処理系」という。）は、再処理設備本体 酸及び溶媒の回収施設 溶媒回収設備 溶媒処理系（以下、「溶媒回収設備 溶媒処理系」という。）の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔から発生する廃ガスを、真空ポンプにより精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)に移送し、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウム、放射性イソトプ素を除去し、排風機により精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)、

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を真空ポンプにより負圧に維持する設備である。

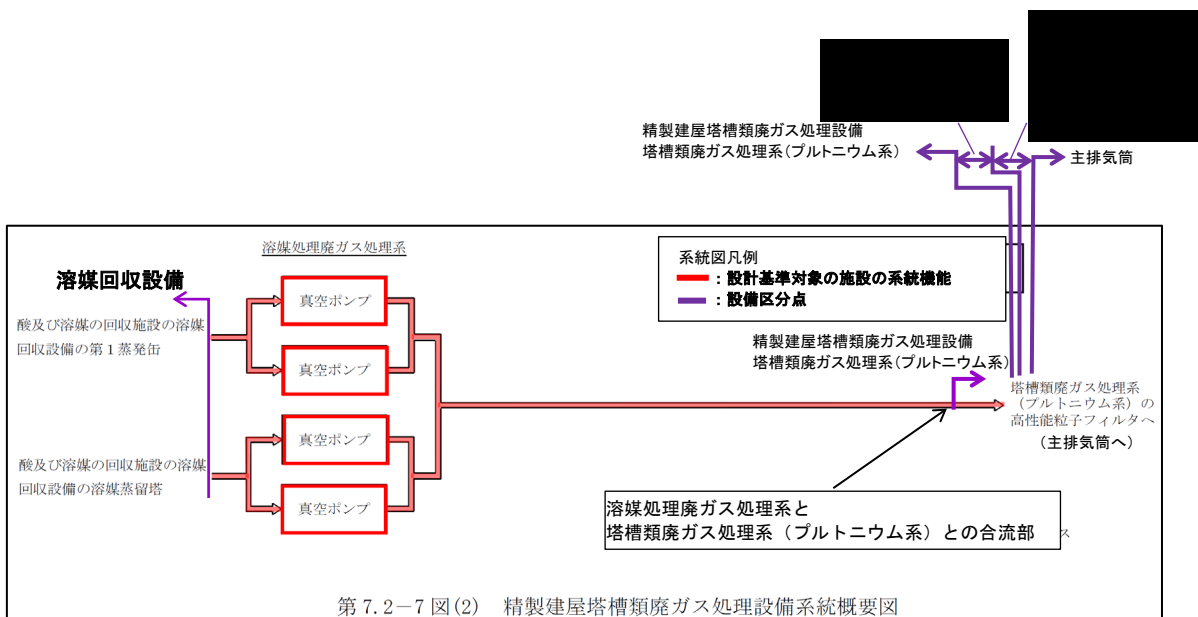
溶媒処理廃ガス処理系は、真空ポンプは第1蒸発缶用及び溶媒蒸留塔用として各2系列で構成し、塔槽類から発生する廃ガスの精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、溶媒処理廃ガス処理系の廃ガスを精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)へ移送する真空ポンプ、「別紙1-2-2-6-2-2 溶媒回収設備 溶媒処理系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る溶媒処理廃ガス処理系の範囲は、以下のとおり。（第2-2図参照）

- 真空ポンプ、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、溶媒処理廃ガス処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)との合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系」に示す。



第2-2図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備

溶媒処理廃ガス処理系 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-7(2)図抜粋)



(iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は、再処理設備本体 脱硝施設 ウラン脱硝設備（以下、「ウラン脱硝設備」という。）の脱硝塔、硝酸ウラニル貯槽及び濃縮液受槽等の塔槽類から発生する廃ガスを、凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウムを除去し、排風機により

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

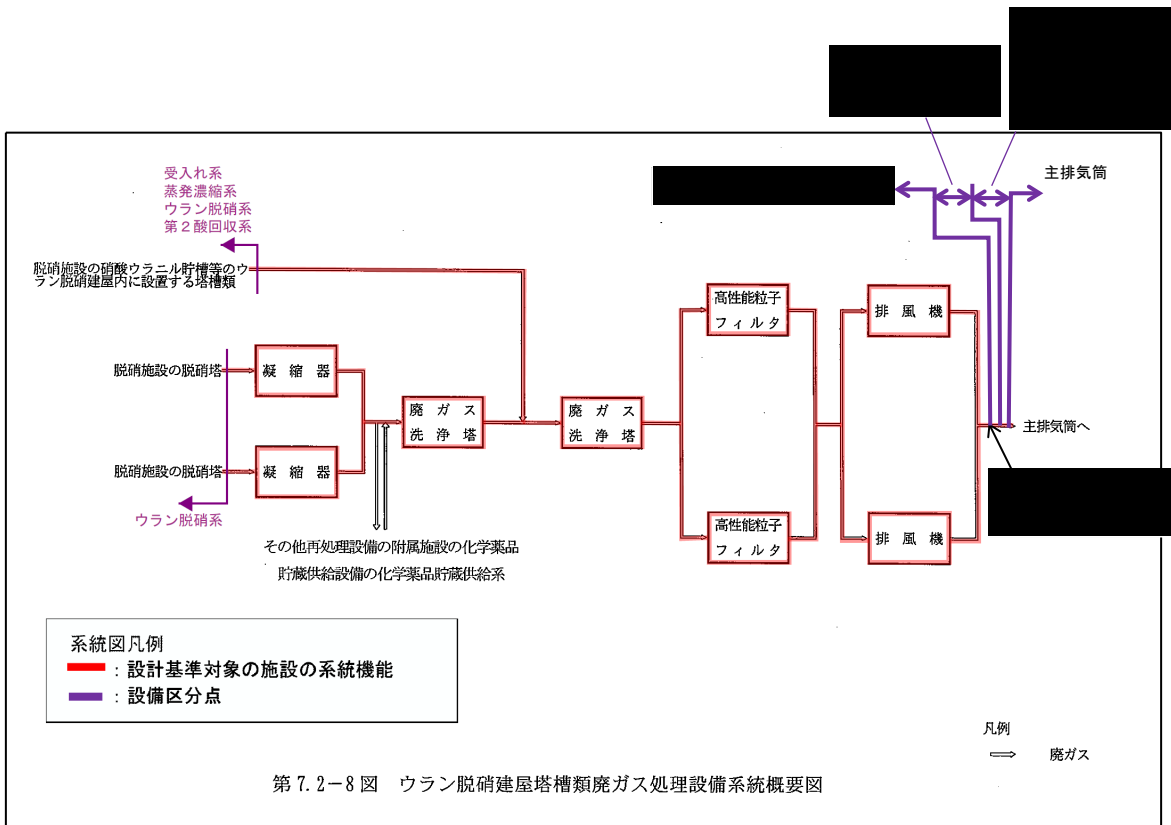
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、「別紙1-2-2-5-1-1 ウラン脱硝設備 受入れ系」、「別紙1-2-2-5-1-2 ウラン脱硝設備 蒸発濃縮系」及び「別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-3図参照）

- 凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-8図抜粋)

(iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は、放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備（以下、「低レベル廃液処理設備」という。）の廃液受槽、放出前貯槽、蒸発缶等の塔槽類から発生する廃ガスを、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウムを除去し、排風機により

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

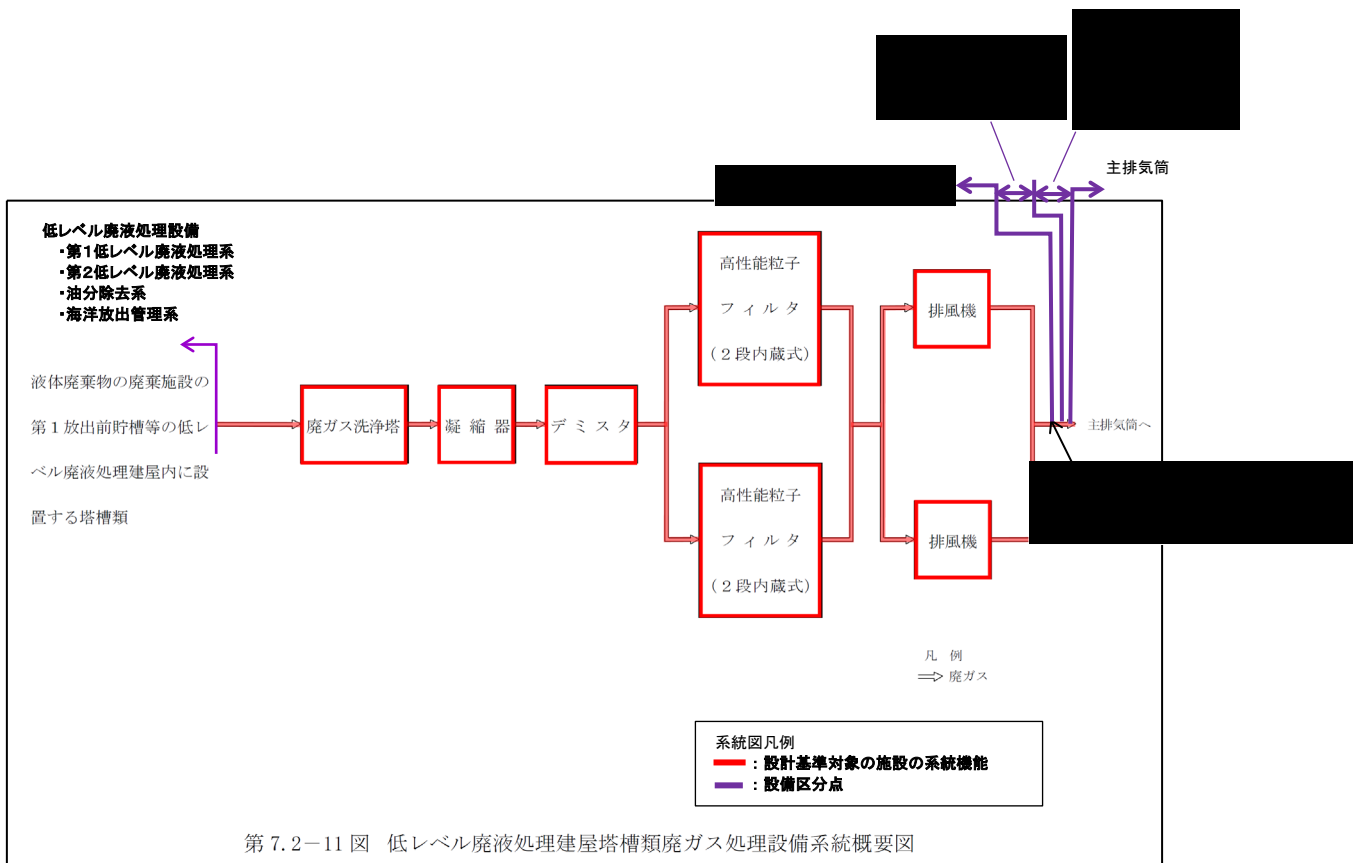
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、「別紙1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-4図参照）

- 廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、  
まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第7.2-11図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図

第2-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-11図抜粋)

(v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系（以下、「低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系」という。）は、放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物処理設備（以下、「低レベル固体廃棄物処理設備」という。） 低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置から発生する廃ガスを、凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウム、放射性よう素を除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 低レベル廃棄物処理建屋換気設備（以下、「低レベル廃棄物処理建屋換気設備」という。）、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備（以下、「チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備」という。）及び

を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される乾燥装置を排風機により負圧に維持する設備である。

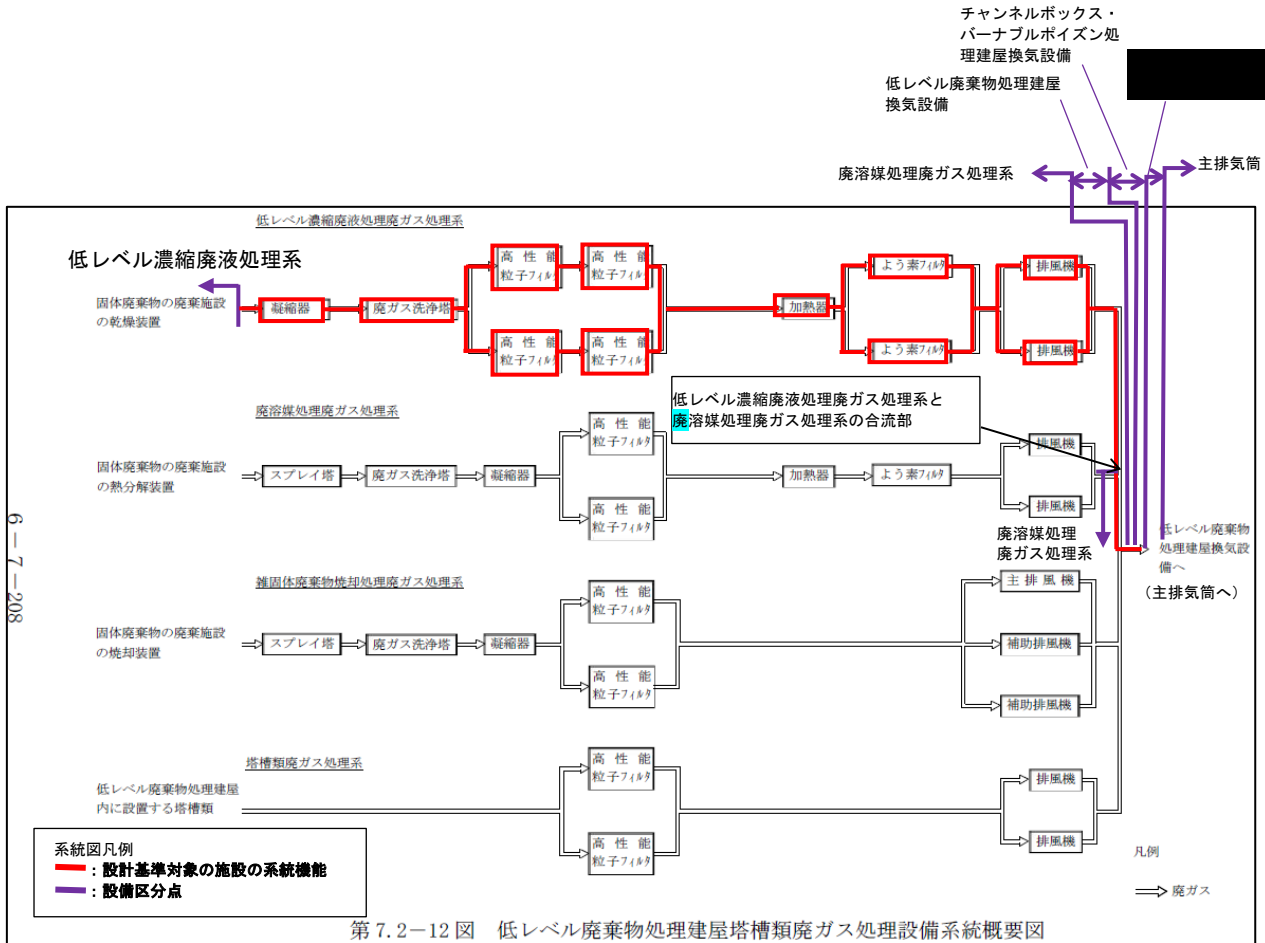
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、乾燥装置から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び乾燥装置の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行う凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒及び「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」において主流路として抽出した廃ガス発生元の乾燥装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の範囲は、以下のとおり。（第2-5図参照）

- 凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、排風機、廃ガス発生元の乾燥装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃溶媒処理廃ガス処理系合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系」に示す。



第7.2-12図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図

第2-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

(vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系  
放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低  
レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系（以下、  
「廃溶媒処理廃ガス処理系」という。）は、低レベル固体廃棄物処理設備 廃溶  
媒処理系の熱分解装置からの可燃性ガスを燃焼する燃焼装置から発生する廃ガス  
を、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ等のろ過装置  
を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウム、放射  
性よう素を除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネル  
ボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び[REDACTED]  
[REDACTED]を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される熱分解装  
置を排風機により負圧に維持する設備である。

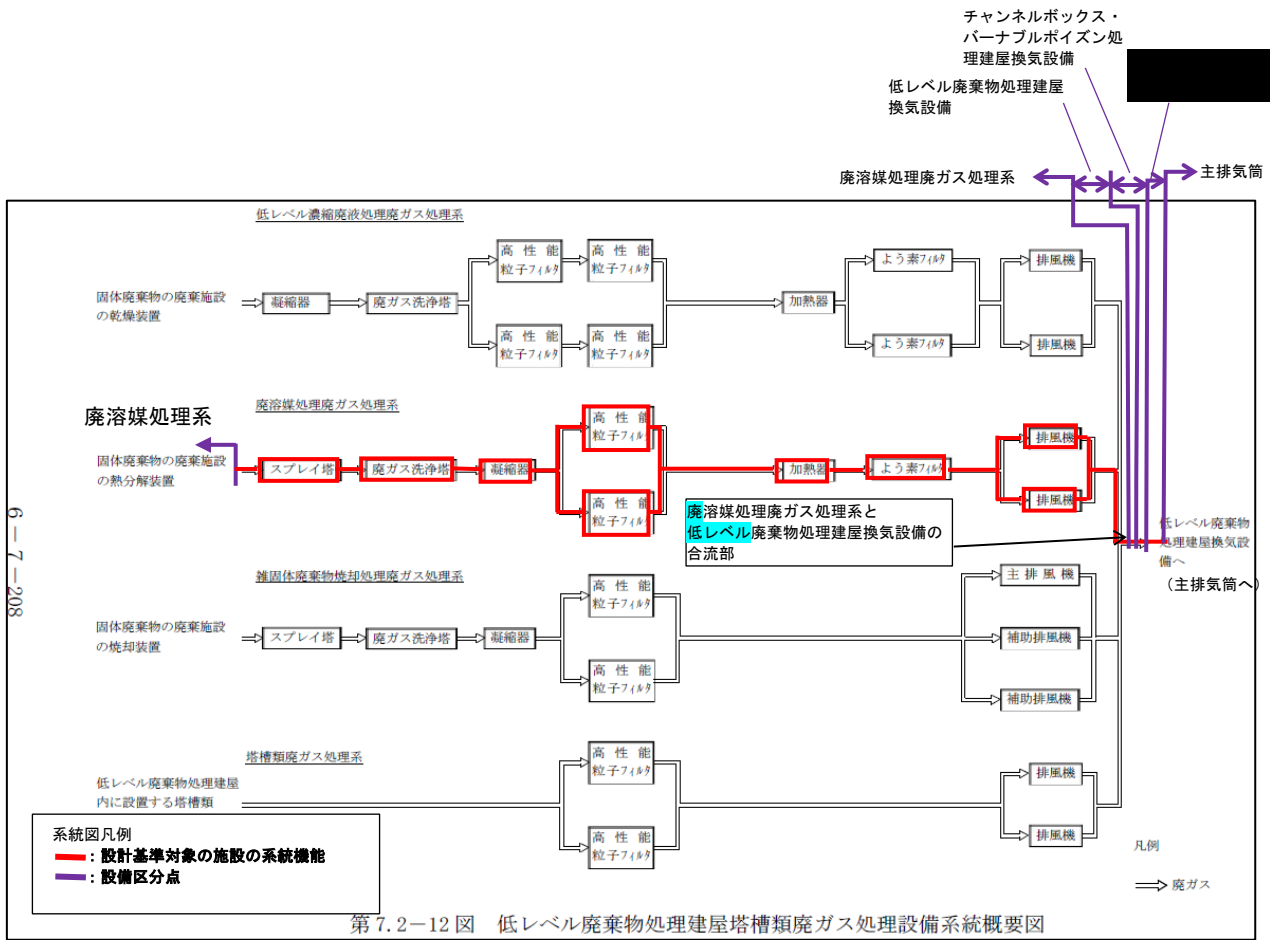
廃溶媒処理廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列、よ  
う素フィルタは1系列で構成し、熱分解装置からの可燃性ガスを燃焼する燃焼装  
置から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び熱分解装置の負圧維持を行  
うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、廃溶媒処理廃ガス処理  
系の廃ガスの浄化を行うスプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィル  
タ、加熱器、よう素フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃  
ガスを廃棄するための主排気筒及び「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処  
理設備」において主流路として抽出した廃ガス発生元の熱分解装置から主排気筒  
まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを  
主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る廃溶媒処理廃ガス処理系の範囲  
は、以下のとおり。（第2-6図参照）

- スプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう  
素フィルタ、排風機、廃ガス発生元の燃焼装置から主排気筒まで廃ガスを  
移送する配管のうち、廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋  
換気設備との合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a)  
第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (vi) 低レベル廃  
棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系」に示す。



第 2-6 図 廃溶媒魔ガス処理系 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)



(vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系（以下、「雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系」という。）は、低レベル固体廃棄物処理設備 雑固体廃棄物処理系の焼却装置からセラミックフィルタを経由して発生する廃ガスを、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウムを除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系、低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び[REDACTED]を経由して主排気筒へ移送するとともに、接続される焼却装置を排風機により負圧に維持する設備である。

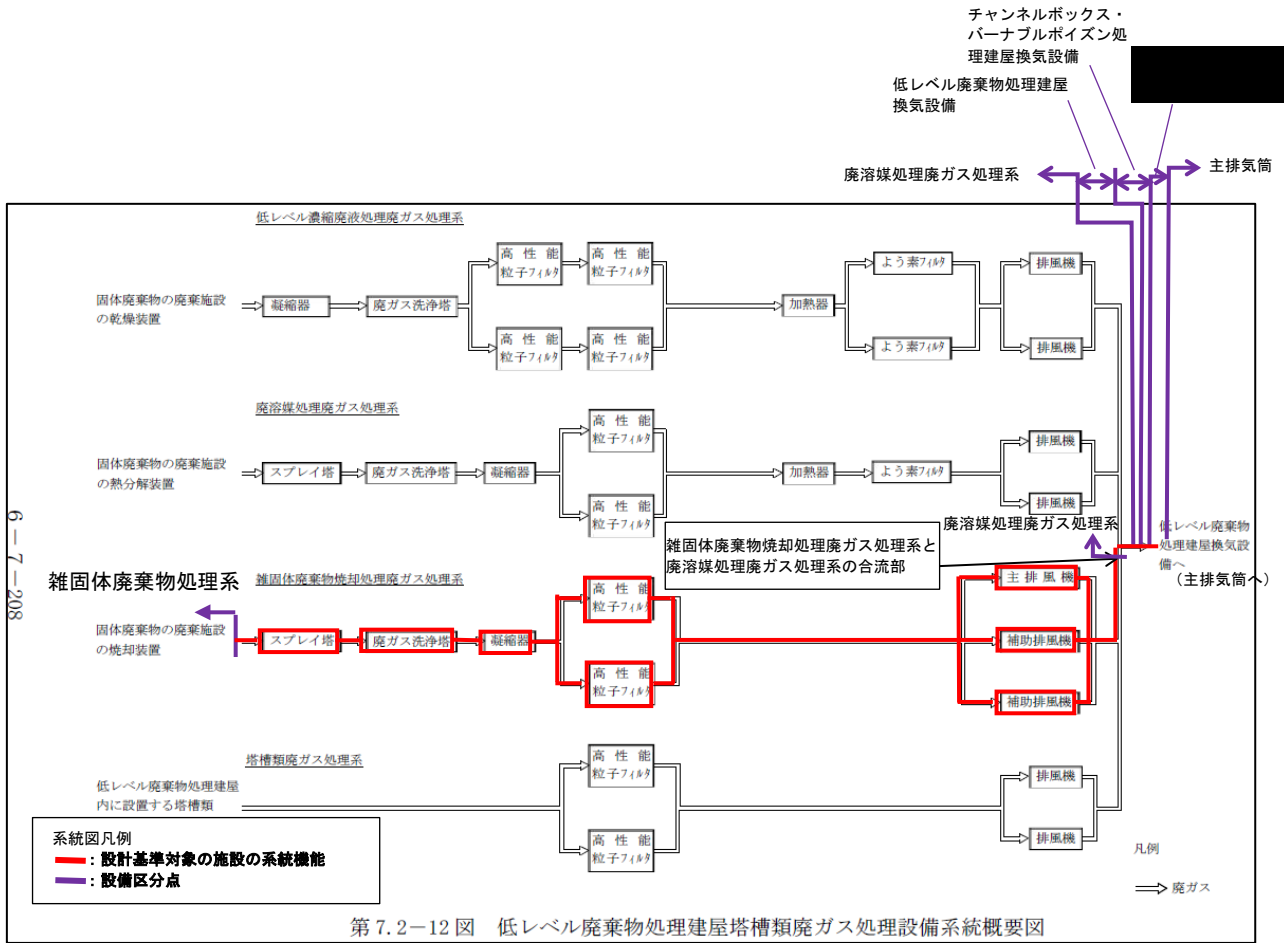
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタは2系列、排風機は主排風機1系列及び補助排風機2系列で構成し、焼却装置からセラミックフィルタを経由して発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び焼却装置の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行うスプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する主排風機及び補助排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒並びに「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」において主流路として抽出した廃ガス発生元の焼却装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の範囲は、以下のとおり。（第2-7図参照）

- スプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、主排風機、補助排風機、廃ガス発生元のセラミックフィルタから主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系との合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系」に示す。



第7.2-12図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図

第2-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

(viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系  
放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低  
レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（以下、「低  
レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系」という。）  
は、低レベル廃棄物処理建屋内に設置する低レベル廃液処理設備 第1低レベル  
廃液処理系の低レベル廃液受槽、低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃  
液処理系の低レベル濃縮廃液受槽及び廃溶媒処理系廃有機溶媒残渣受槽等の塔槽  
類並びに密封されていない使用済燃料等を取り扱うその他再処理設備の附属施設  
分析設備（以下、「分析設備」という。）の低レベル廃液サンプリングフード、  
廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード及び廃有機溶媒サンプリングフードから発  
生する廃ガスを、高性能粒子フィルタにより廃ガス中に含まれる放射性エアロゾ  
ルを除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネルボック  
ス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び██████████  
██████████を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を  
排風機により負圧に維持する設備である。

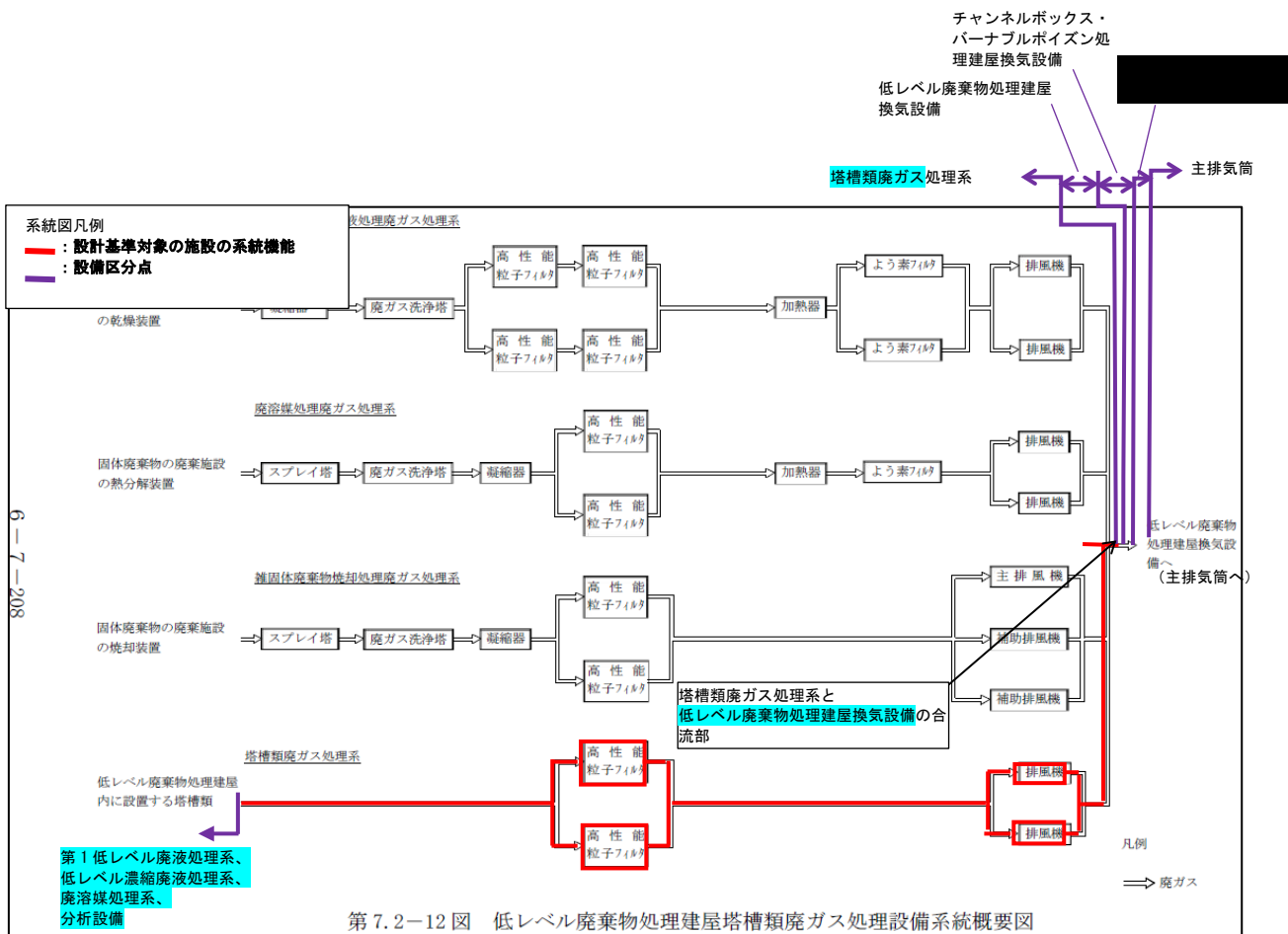
低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系は、高性  
能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する  
廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流  
路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、低レベル廃棄物処理建  
屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行う高性能粒子  
フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するた  
めの主排気筒、██████████、██████████、「別紙1-2-4-3-2-1  
低レベル固体廃棄物処理設備」、及び██████████、██████████において、主  
流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配  
管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃  
ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の範囲は、以下のとおり。（第2-8図参  
照）

- 高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃  
ガスを移送する配管のうち、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設  
備 塔槽類廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備との合流部ま  
で

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系」に示す。



第2-8図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備  
 塔槽類廃ガス処理系 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

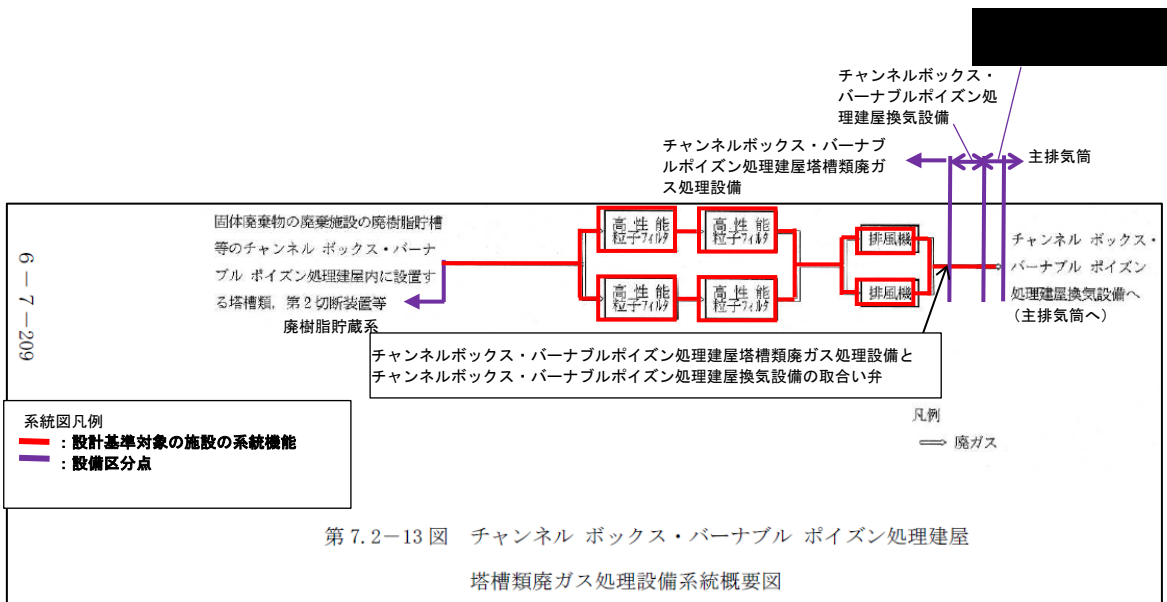
(ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備  
放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 チ  
ャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、  
「チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」と  
いう。）は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する低レ  
ベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽等から発生する廃ガスを、  
高性能粒子フィルタにより廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去し、排風  
機によりチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び  
主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である、

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は、  
高性能粒子フィルタ及び排風機は2系列で構成し、廃樹脂貯槽から発生する廃ガ  
スの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路と  
して設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、チャンネルボックス・  
バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う高性能  
粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄する  
ための主排気筒、「別紙1-2-4-3-2-2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯  
蔵系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の廃樹脂貯槽から主排気筒  
まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを  
主流路として設定する。（第2-9図参照）

- 高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の廃樹脂貯槽から主排気筒ま  
で廃ガスを移送する配管のうち、チャンネルボックス・バーナブルポイズ  
ン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備とチャンネルボックス・バーナブルポイ  
ズン処理建屋換気設備との合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a)  
第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (ix) チャンネル  
ボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-9図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-13図抜粋)

(x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は、ハル・エンドピース貯蔵建屋に設置する [REDACTED] [REDACTED] 及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系 の塔槽類から発生する廃ガスを、高性能粒子フィルタにより廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去し、排風機により放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備（以下、「ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備」という。）及び [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 北換気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、北換気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

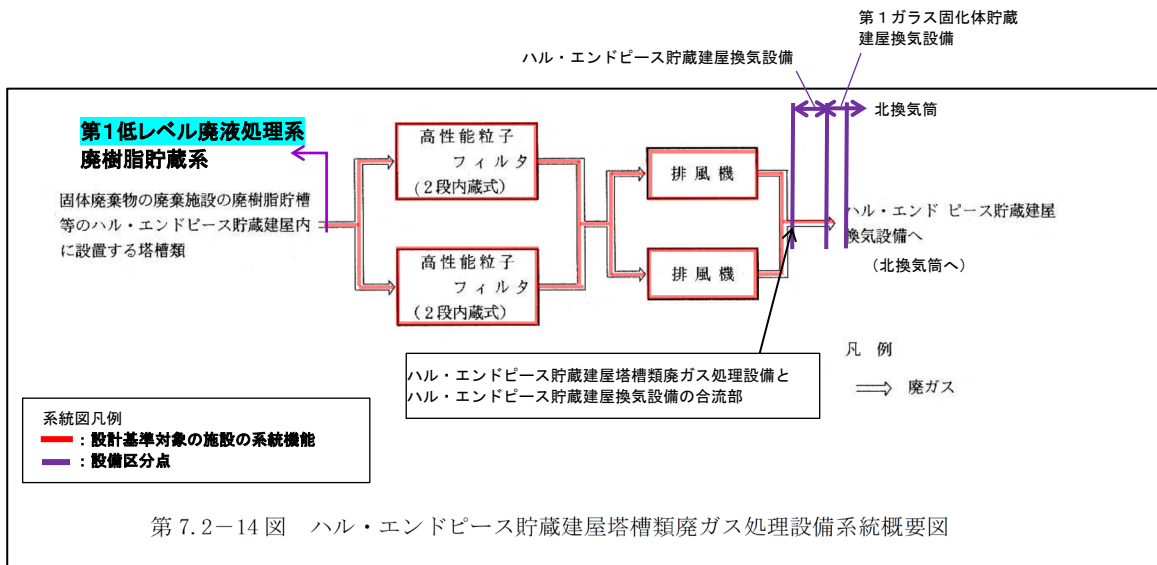
【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを北換気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための北気筒、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 及び「別紙1-2-4-3-2-2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から北換気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-10図参照）

- ・ 高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から北換気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備との合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。





第 2-10 図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-14図抜粋)

(xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

分析建屋塔槽類廃ガス処理設備は、分析設備の分析済溶液受槽等の塔槽類から発生する廃ガスを、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせて廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、を除去し、排風機により

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

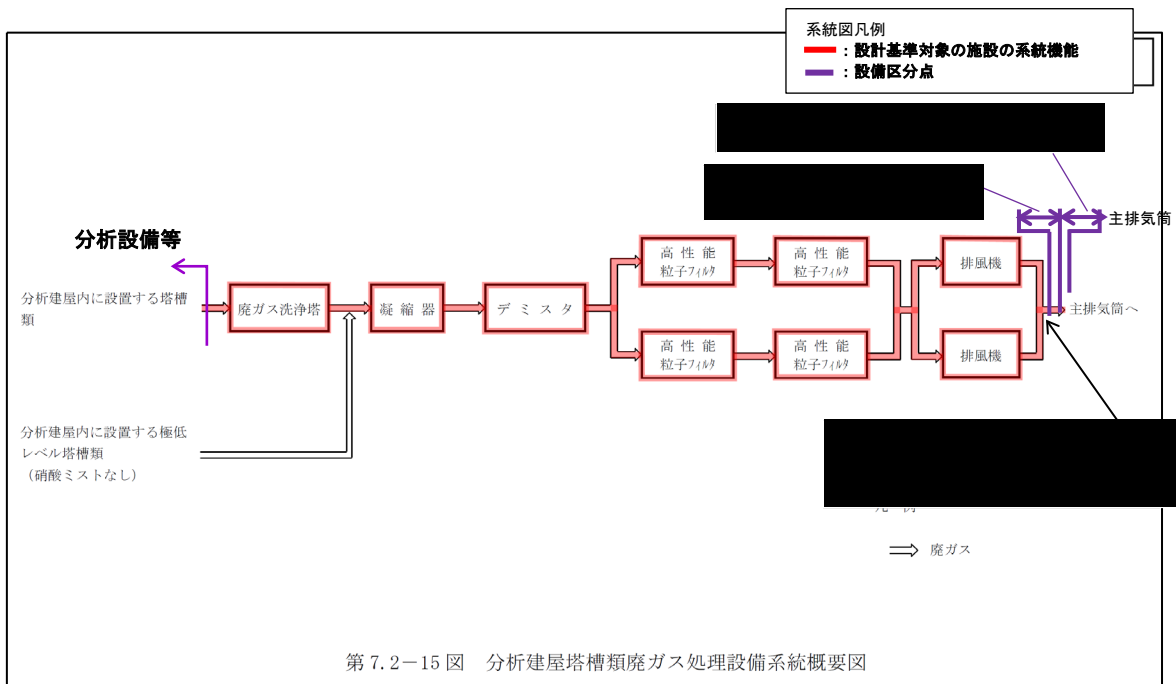
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、及び「別紙1-2-5-6 分析設備」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-11図参照）

- 廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-15) 図抜粋)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）のうち、塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）には、低レベル廃液を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液を低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系（「別紙1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備」で抽出）の貯槽まで回収するための漏えい液受皿及び重力流で貯槽に回収する配管がある。漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管を含む）し、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液の漏えいした溶液は、漏えいした溶液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした溶液の保持に必要な漏えい液受皿のみを主流路として設定する。また、重力流で貯槽に回収する配管も主流路として設定する。（第2-12図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

【室等の漏えい拡大防止】に係る塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の範囲は、以下のとおり。

- 漏えい液受皿
- 重力流で貯槽に回収する配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。



第2-12図 低レベル廃液等の漏えい液の保持  
(漏えいした溶液の保持、重力流による回収)

ii. 【放射性物質の保持機能】

塔槽類廃ガス処理設備で取り扱う放射性物質として廃ガスがあり、これらを取り扱う系統のうち廃ガス発生元の塔槽類からの廃ガスを主排気筒又は北換気筒まで移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲と同じである。  
(第2-1図～第2-11図参照)

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に接続される塔槽類のうち、負圧に維持する必要がある廃ガス発生元の塔槽類から排風機まで廃ガスを移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【放射性物質を保持する系統の負圧維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。（第2-1図～第2-11図参照）

- 排風機又は補助排風機<sup>※1</sup>並びに廃ガス発生元の塔槽類及びフード<sup>※2</sup>から排風機又は補助排風機<sup>※1</sup>まで廃ガスを移送する配管

※1 補助排風機：低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系が該当

※2 フード：低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系が該当

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の (b) 第10条：閉じ込めの機能 iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】に示す。

iv. 【フードの面速維持】

低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系は、分析設備（「別紙1-2-5-6 分析設備」で抽出）の低レベル廃液サンプリングフード、廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード及び廃有機溶媒サンプリングフードがあり、これらフードの面速を適切に維持する必要があるフードから排風機まで廃ガスを移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。（第2-8図参照）

【フードの面速維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。（第2-8図参照）

- 排風機及びフードから排風機まで廃ガスを移送する配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 iv. 【フードの面速維持】」に示す。



### (3) 主配管名称の設定の考え方

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方」で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【放射性気体廃棄物の処理及び排気】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路の範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（廃ガス処理系）」と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3 (1) 抽出リスト」、「添付2 申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）は「2. (2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方」の第2-1図～第2-11図で示したとおり、「第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に関する機能、「第10条：閉じ込めの機能 iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に関する機能及び「第10条：閉じ込めの機能 iv. 【フードの面速維持】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

(b) 第10条：閉じ込めの機能

ii. 【放射性物質の保持機能】

iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

iv. 【フードの面速維持】

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の【放射性気体廃棄物の処理及び排気】、【放射性物質の保持機能】、【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】に係る主流路（第3-1図～第3-12図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃ガス処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を記載するもので、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

- [ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第2酸回収系、溶媒再生系（ウラン精製系）、低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系）の塔槽類<sup>※1</sup>] ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ デミスタ ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）と精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の取合い弁<sup>※2</sup>

⇒ [主排気筒]

（第3-1図、第3-12図及び第3-1表参照）

※1 ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第2酸回収系、溶媒再生系（ウラン精製系）、低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系）：各設備の塔槽類と塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の設備区分点は、各設備の塔槽類の管台（溶接線）とする。

※2 精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）：塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）と精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の設備区分点は、精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の管台（溶接線）とする。

系)との取合い弁とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-2-4-1 ウラン精製設備

別紙 1-2-2-4-3 精製建屋一時貯留処理設備

別紙 1-2-2-6-1 酸回収設備 第1、第2酸回収系

別紙 1-2-2-6-2-1 溶媒再生系 分離分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系

別紙 1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備

別紙 1-2-4-1-2-3 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)



別紙 1-3 主排気筒

(ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系

- (溶媒回収設備 溶媒処理系の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔<sup>※1</sup>) ⇒真空ポンプ  
⇒溶媒処理廃ガス処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の合流部<sup>※2</sup>

⇒ [主排気筒]

(第3-2図参照)

- ※1 溶媒回収設備 溶媒処理系：溶媒回収設備 溶媒処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、溶媒処理廃ガス処理系の取合い弁とする。
- ※2 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)：精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)と溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)合流部とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-2-6-2-2 溶媒回収設備 溶媒処理系

別紙 1-2-4-1-2-3 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系  
(プルトニウム系)



別紙 1-3 主排気筒

(iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

<廃ガス発生元機器から第1廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>

- [ウラン脱硝設備のウラン脱硝系の脱硝塔廃ガス出口下流のバックアップフィルタ<sup>※1</sup>] ⇒凝縮器⇒第1廃ガス洗浄塔⇒第2廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備と分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の合流部<sup>※2</sup>⇒

⇒ [主排気筒]

(第3-3図、第3-12図及び第3-2表参照)

<廃ガス発生元機器から第2廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>

- [ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)の濃縮缶及び貯槽<sup>※1</sup>] ⇒第2廃ガス洗浄塔

(第3-3図参照)

※1 ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)：ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)とウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)の貯槽、濃縮缶、フィルタの管台(溶接線)とする。

※2 [ ]とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-2-5-1-1 ウラン脱硝設備 受入れ系  
別紙 1-2-2-5-1-2 ウラン脱硝設備 蒸発濃縮系  
別紙 1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系

別紙1-3 主排気筒

(iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）の凝縮器、貯槽<sup>※1</sup>] ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ デミスタ ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] ⇒ [主排気筒]

(第3-4図、第3-12図及び第3-3表参照)

※1 低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）：低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）と低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）の凝縮器、貯槽の管台（溶接線）とする。

※2 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]とする。

また、主流路の始点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

別紙1-3 主排気筒

(v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

- [低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系）の乾燥装置<sup>\*1</sup>] ⇒ 凝縮器⇒廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ⇒加熱器⇒よう素フィルタ⇒排風機⇒低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部<sup>\*2</sup>⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] = [ ] ⇒ [主排気筒]

(第3-5図、第3-13図及び第3-4表参照)

- ※1 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系：低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置の管台（フランジ）とする。
- ※2 廃溶媒処理廃ガス処理系：廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の設備区分点は、廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

[ ] [ ]  
別紙1-3 主排気筒

(vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系

- [低レベル固体廃棄物処理設備（廃溶媒処理系）の燃焼装置<sup>※1</sup>] ⇒ スプレイ塔 ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 加熱器 ⇒ よう素フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部<sup>※2</sup> ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]

(第3-6図、第3-13図及び第3-5表参照)

- ※1 低レベル固体廃棄物処理設備 廃溶媒処理系：低レベル固体廃棄物処理設備 廃溶媒処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、スプレイ塔の管台（溶接線）とする。
- ※2 低レベル廃棄物処理建屋換気設備：低レベル廃棄物処理建屋換気設備と廃溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備~~低~~の主要機器等は、以下の別紙に示す。



別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

別紙1-3 主排気筒



(vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

- [低レベル固体廃棄物処理設備 (雑固体廃棄物処理系) のセラミックフィルタ<sup>※1</sup>]⇒スプレー塔⇒廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部<sup>※2</sup>⇒[低レベル廃棄物処理建屋換気設備]⇒[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]⇒⇒⇒[主排気筒]

(第3-7図、第3-13図及び第3-6表参照)

- ※1 低レベル固体廃棄物処理設備 雑固体廃棄物処理系：低レベル固体廃棄物処理設備 雑固体廃棄物処理系と雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の設備区分点は、スプレー塔の管台（溶接線）とする。
- ※2 廃溶媒処理廃ガス処理系：廃溶媒処理廃ガス処理系と雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の設備区分点は、廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

別紙1-3 主排気筒

(viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系

- [ ] 低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）の塔槽類<sup>※1※2</sup>及び [ ]<sup>※3</sup> ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒塔槽類廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部<sup>※4</sup>⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [ ] ⇒ [主排気筒]

(第3-8図及び第3-7表参照)

- ※1 [ ] [ ]  
[ ]  
[ ] [ ]  
[ ]
- ※2 低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）：低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）と低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）の塔槽類の管台（溶接線）とする。
- ※3 [ ]  
[ ]
- ※4 低レベル廃棄物処理建屋換気設備：低レベル廃棄物処理建屋換気設備と塔槽類廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[ ] [ ]  
別紙 1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙 1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

[ ] [ ]  
[ ] [ ]  
別紙1-3 主排気筒

(ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の廃樹脂貯槽<sup>※1</sup>] ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の合流部<sup>※2</sup>⇒[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]  
(第3-9図及び第3-8表参照)

※1 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系：低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽の管台（溶接線）とする。

※2 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備：チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備合流部とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-4-3-2-2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系

別紙 1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

別紙 1-3 主排気筒

(x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [ ] 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の貯槽<sup>※1※2</sup> ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の合流部<sup>※3</sup>⇒[ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備] ⇒[第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備] ⇒北換気筒  
(第3-10図及び第3-9表参照)

※1 [ ] [ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]とする。

※2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系：低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系とハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の貯槽の管台（溶接線）とする。

※3 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備：ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備とハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

- [ ] [ ]  
別紙1-2-4-3-2-2 廃樹脂貯蔵系
- 別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）
- 別紙1-3 主排気筒

(xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [ ] 及び分析設備の貯槽<sup>※</sup>  
1<sup>※2</sup>] ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ デミスタ ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ [ ]  
[ ]  
[ ] <sup>※3</sup> ⇒ [ ]  
[ ]  
[ ] ⇒ [主排気筒]  
(第3-11図、第3-12図及び第3-10表参照)

- ※1 [ ] [ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ] とする。
- ※2 分析設備：分析設備と分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、分析設備の貯槽の管台（溶接線）とする。
- ※3 [ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ] とする。

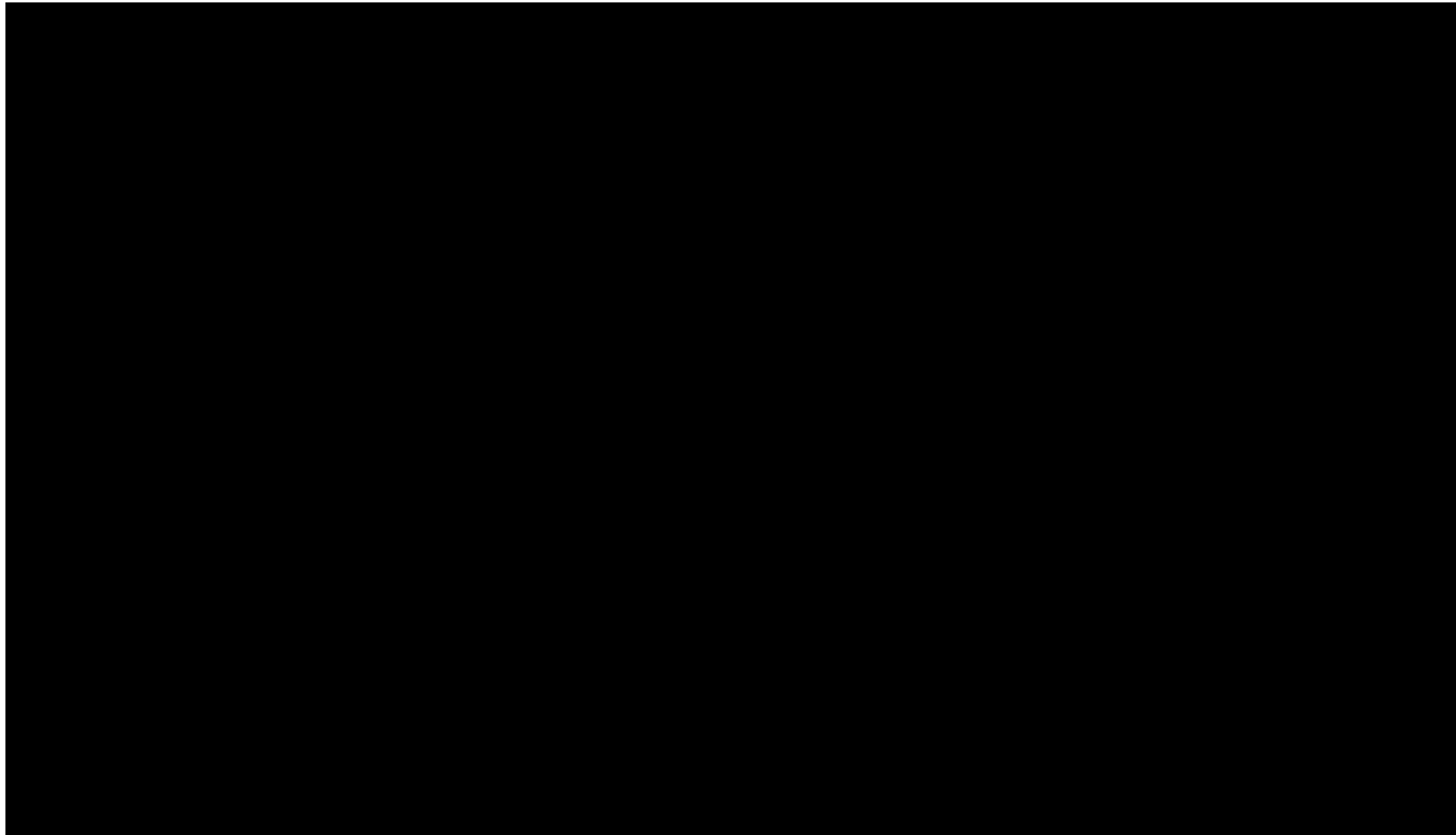
また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[ ] [ ]

別紙1-2-5-6 分析設備

[ ] [ ]  
[ ] [ ]  
[ ]

別紙1-3 主排気筒

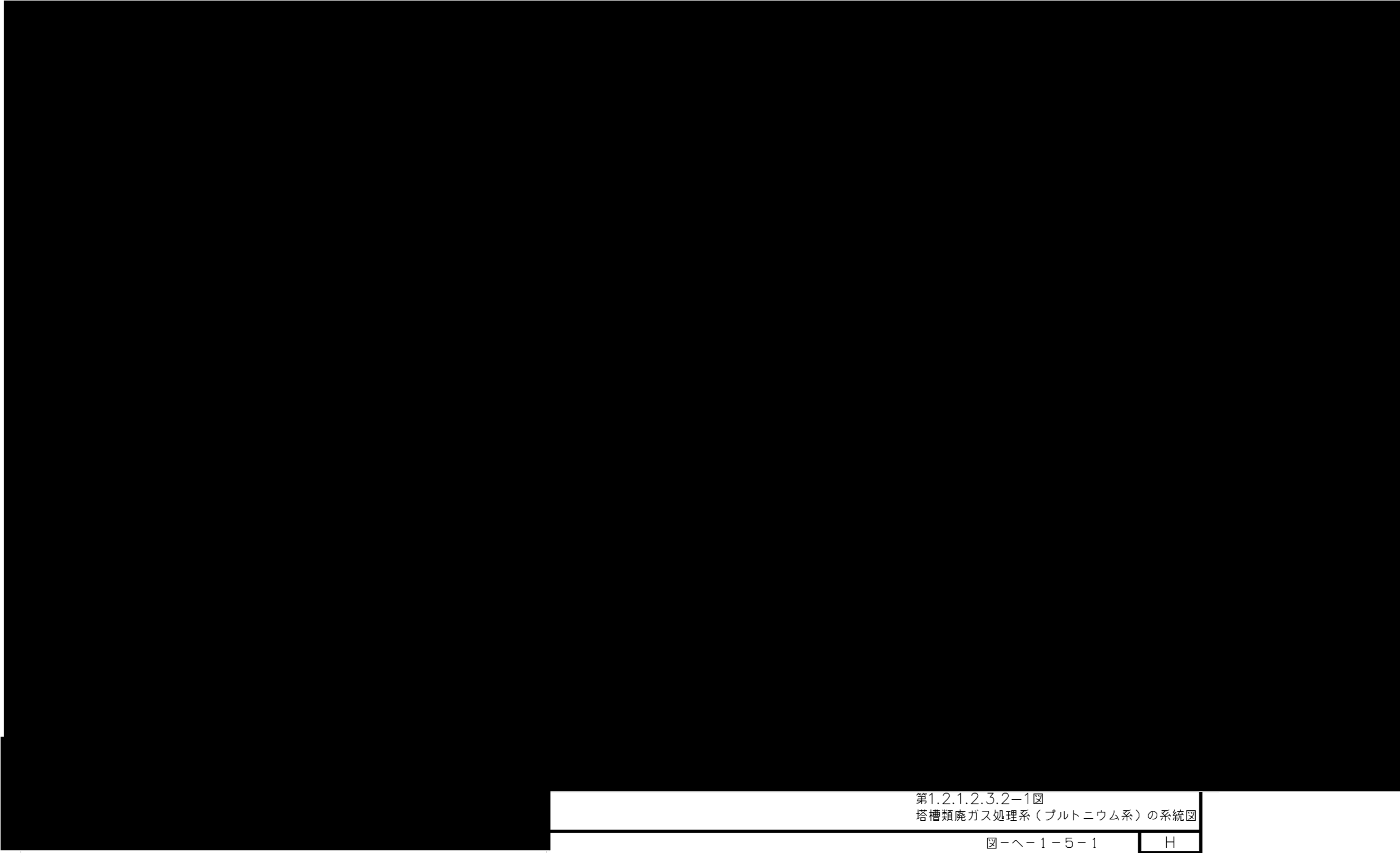


第1.2.1.2.3.1-1図  
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-へ-1-4-1

H

第3-1図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系） 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）



第3-1(2)図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系） 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-1(1)表 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.3.1-1表 (1/3)  
 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	酸及び溶媒の回収施設 ウラン精製系	[Redacted]	
	精製施設 ウラン精製設備		
	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		

図-1-4-2

凡例

□のうち、■が排気対象の塔槽類



第3-1(2)表 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.3.1-1表 (2/3)

塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考	
A	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系			
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系			
	その他再処理設備の附属施設 分析設備			
	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系			
B	精製施設 ウラン精製設備			
C	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備			
D	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系			
E	精製施設 ウラン精製系			
F	精製施設 ウラン精製系			

図-へ-1-4-3

凡例

□のうち、■が排気対象の塔槽類

E

第3-1(3)表 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.3.1-1表 (3/3)

塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主な廃ガス発生元

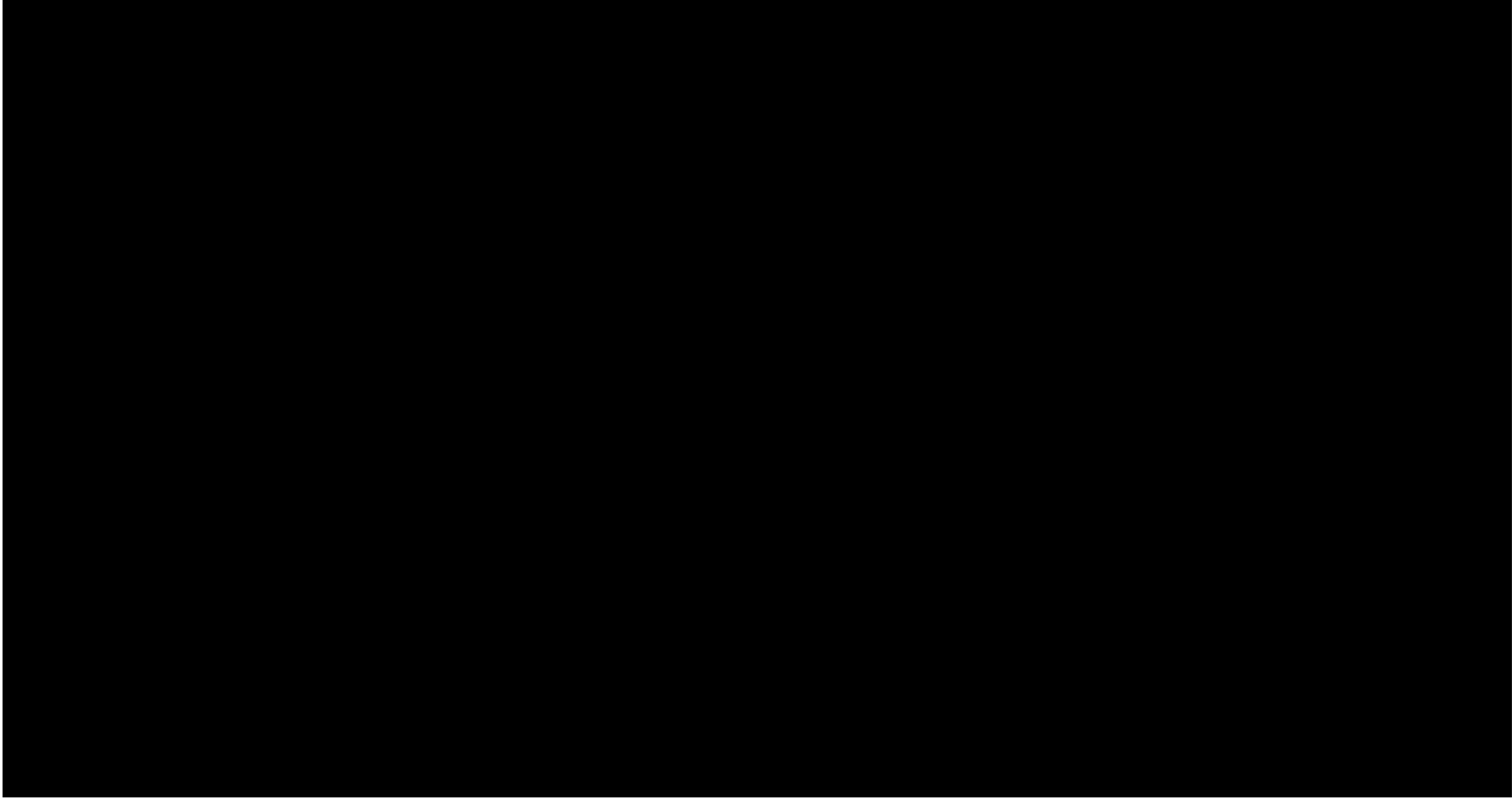
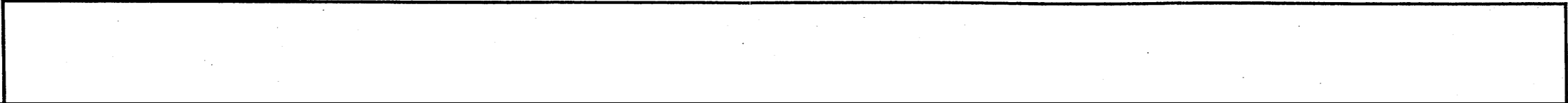
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
G	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
H	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
I	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
J	精製施設 ウラン精製設備		
K	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
M	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
N	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
O	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
P	精製施設 ウラン精製設備		
	バルセータ廃ガス処理系		
	酸及び溶媒の回収施設 プルトニウム精製系		
	精製施設 プルトニウム精製設備		
	液体廃棄物の廃棄施設		
	第1低レベル廃液処理系		
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
	液体廃棄物の廃棄施設		
	第2低レベル廃液処理系		
	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)		
酸及び溶媒の処理施設 溶媒処理系			
Q	精製施設 ウラン精製設備		
	精製施設 プルトニウム精製設備		
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
R	分離施設 分配設備		
	酸及び溶媒の回収施設 分離・分配系		

E

図-1-4-4

凡例

□ のうち、■ が排気対象の塔槽類

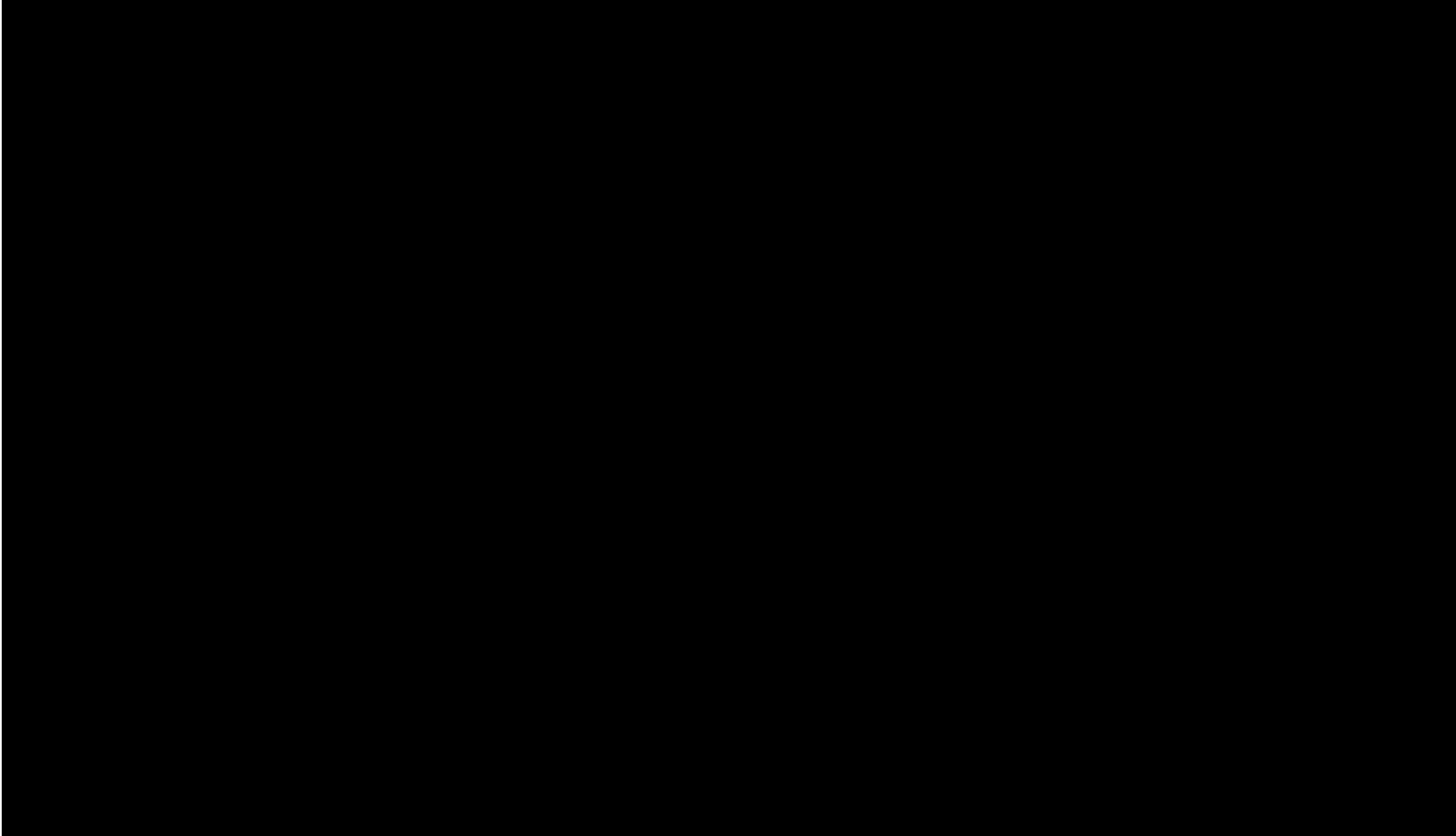


第 1.2.1.2.3.5-1 図  
溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-7-1

D

第 3-2 (1) 図 溶媒処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



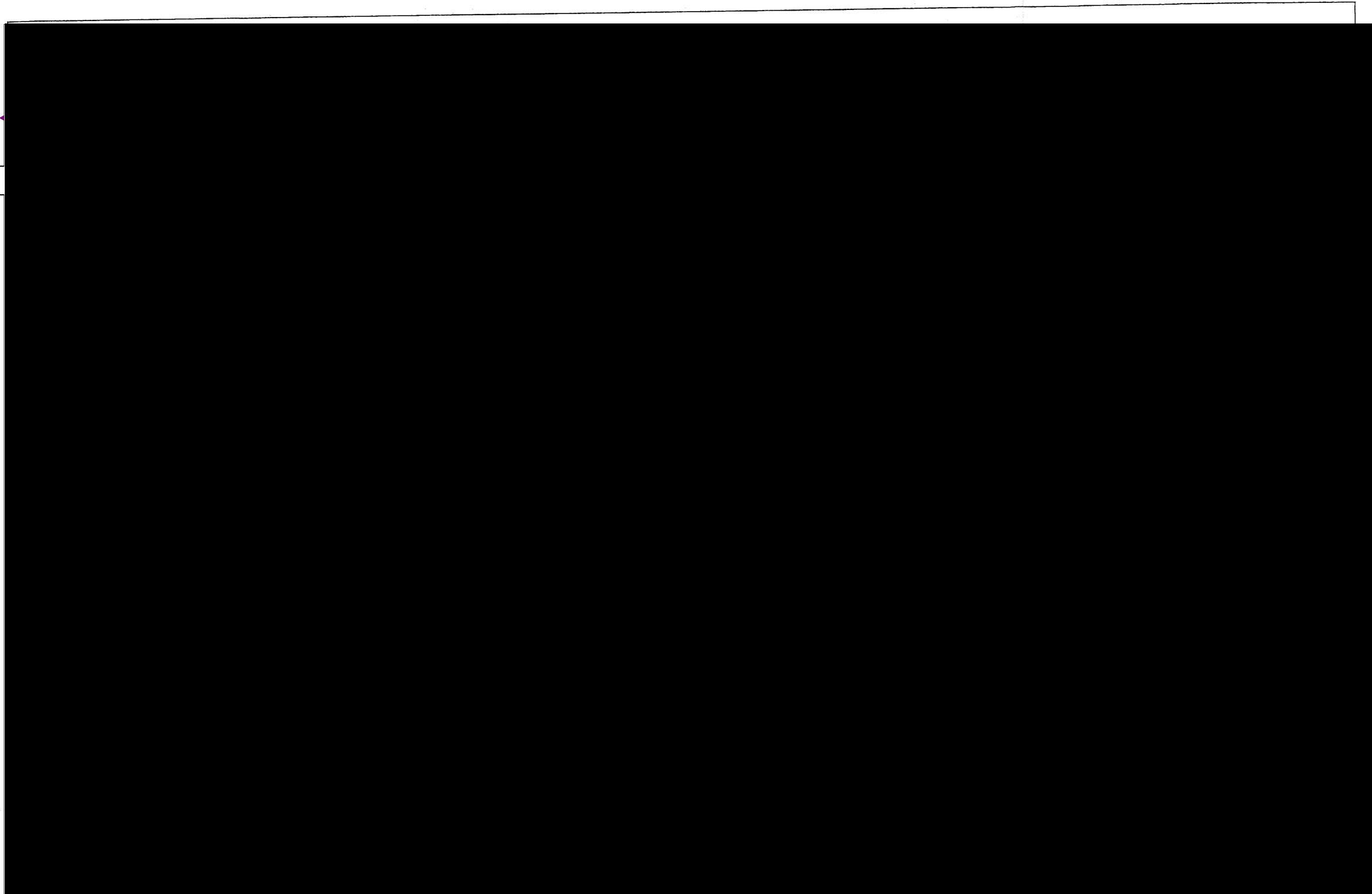
第1.2.1.2.3.2-1図  
塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の系統図

図-へ-1-5-1

H

第3-2(2)図 溶媒処理廃ガス処理系 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

管台(溶)



蒸発濃縮系  
ウラン脱硝系

ウ  
屋  
ス  
処理設備

第1.2.1.2.4-1図  
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図-へ-1-8-1

H

1

第3-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

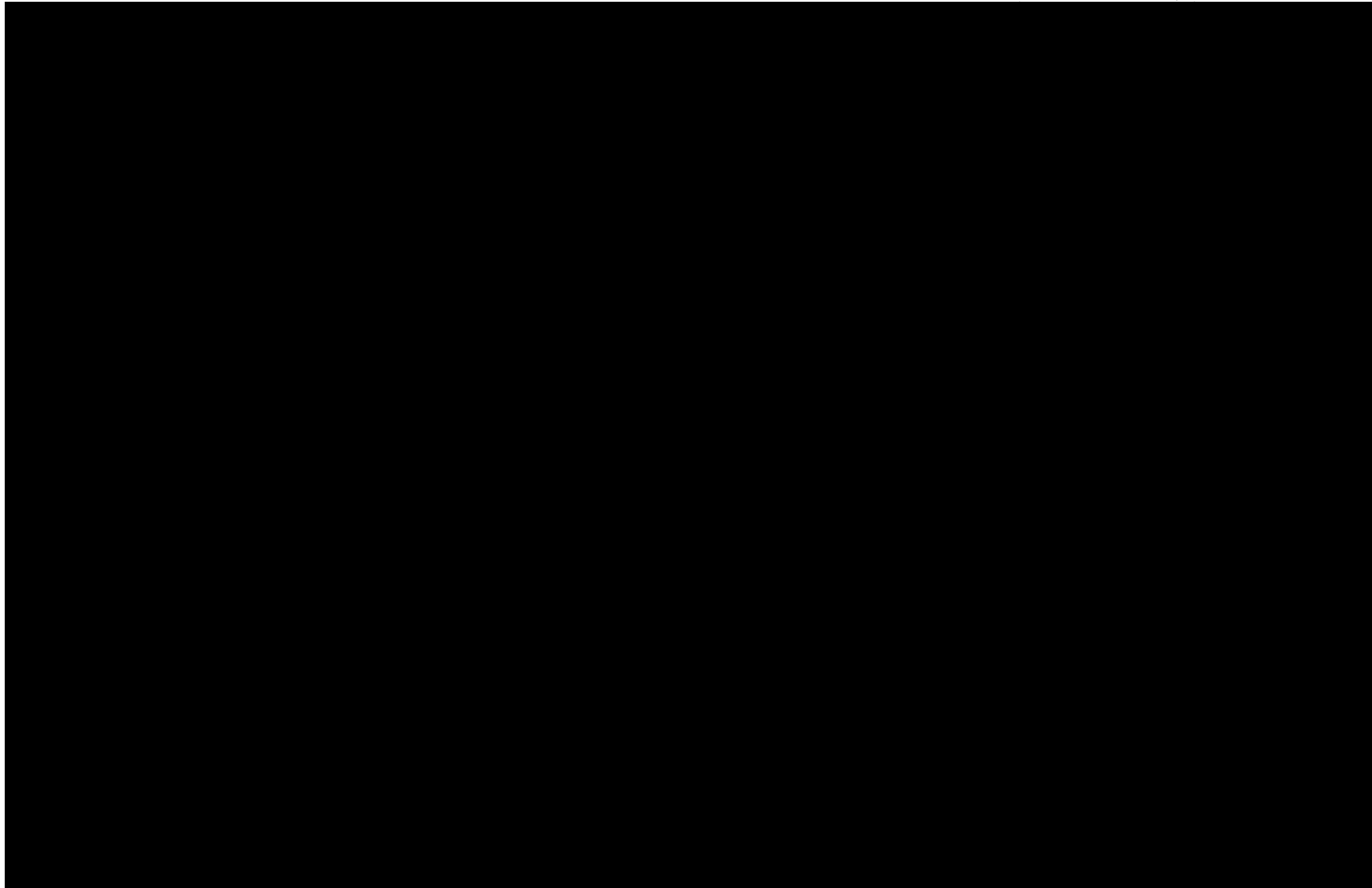
第3-2表 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.4-1表  
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	脱硝施設 ウラン脱硝系		
B	脱硝施設 ウラン脱硝系		
C	脱硝施設 受入れ系		
	脱硝施設 蒸発濃縮系		
	脱硝施設 ウラン脱硝系		
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
D	脱硝施設 蒸発濃縮系		
	脱硝施設 ウラン脱硝系		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類



第1.2.1.2.3-1図  
低レベル廃液処理建屋塔槽類  
廃ガス処理設備の系統図

図-へ-1-11-1 E

第3-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-3表 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.8-1表 (1/1)  
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系	[REDACTED]	
	液体廃棄物の廃棄施設 第2低レベル廃液処理系		
B	低レベル廃液処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備		
	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第2低レベル廃液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 油分除去系		
	液体廃棄物の廃棄施設 海洋放出管理系		
C	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第2低レベル廃液処理系		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

☒-へ-1-11-2

D



管台(フランジ)

低レベル濃縮廃液処理系



- 注記
- \*1：廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
  - \*2：廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備のヘッドから見て合流前の第1溶接線である。
  - \*3：廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備槽入口から見て第2弁である。
  - \*4：廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
  - \*5：廃液発生元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。
  - \*6：廃液発生元設備との境界は本設備から見て合流前の第1弁である。
  - \*7：廃ガス洗浄塔出口に供給する空気流量を調整し、廃ガス洗浄塔の負圧を $-4\text{kPa [gage]}$  ( $-400\text{mmH}_2\text{O}$ )程度にする。
  - \*8：フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

注：廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.1-1表に示す。

第1.2.1.2.9.1-1図  
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-12-1

H

第3-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-4表 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.1-1表  
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 低レベル濃縮廃液処理系		

凡例  
 のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-12-2

E
---

廃溶媒処理  
廃ガス処理系

低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系  
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

流部

低レベル廃棄物処理建屋  
換気設備

注記

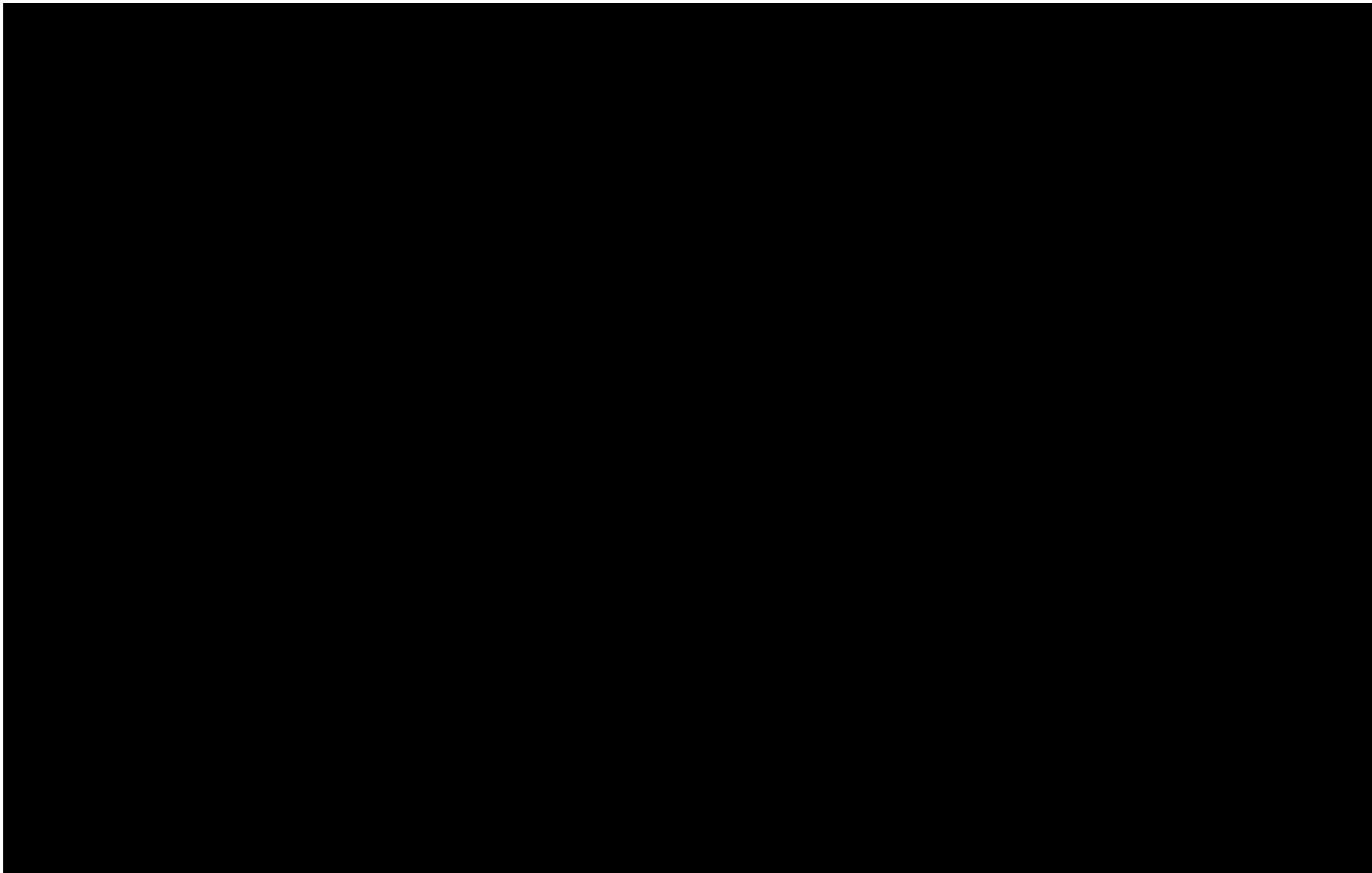
- \*1: 廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*2: 廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
- \*3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- \*4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- \*5: 廃ガス移送元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*6: 廃ガス移送先設備との境界は低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。
- \*7: 排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系の熱分解装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- \*8: フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.2-1表に示す。

第1.2.1.2.9.2-1図  
廃溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-13-1 D

第3-6(1)図 廃溶媒処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



第 1.2.1.4.11- 1 図  
低レベル廃棄物処理建屋換気設備の系統図(その1)

図-へ-1-25-1

N

第3-6(2)図 廃溶媒処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-5表 廃溶媒処理廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.2-1表  
 廃溶媒処理廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系		
B	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系		
C	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

☒-へ-1-13-2

B

雑固体廃棄物焼却処  
廃ガス処理系

合流部

↓  
廃溶媒処理  
廃ガス処理系

- \*4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- \*5: 廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*6: 主排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系の焼却装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- \*7: フィルタの入口/出口には試験用のノズルを設ける。

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.3-1表に示す。

第1.2.1.2.9.3-1図  
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-14-1

D

第3-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-6表 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.3-1表  
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

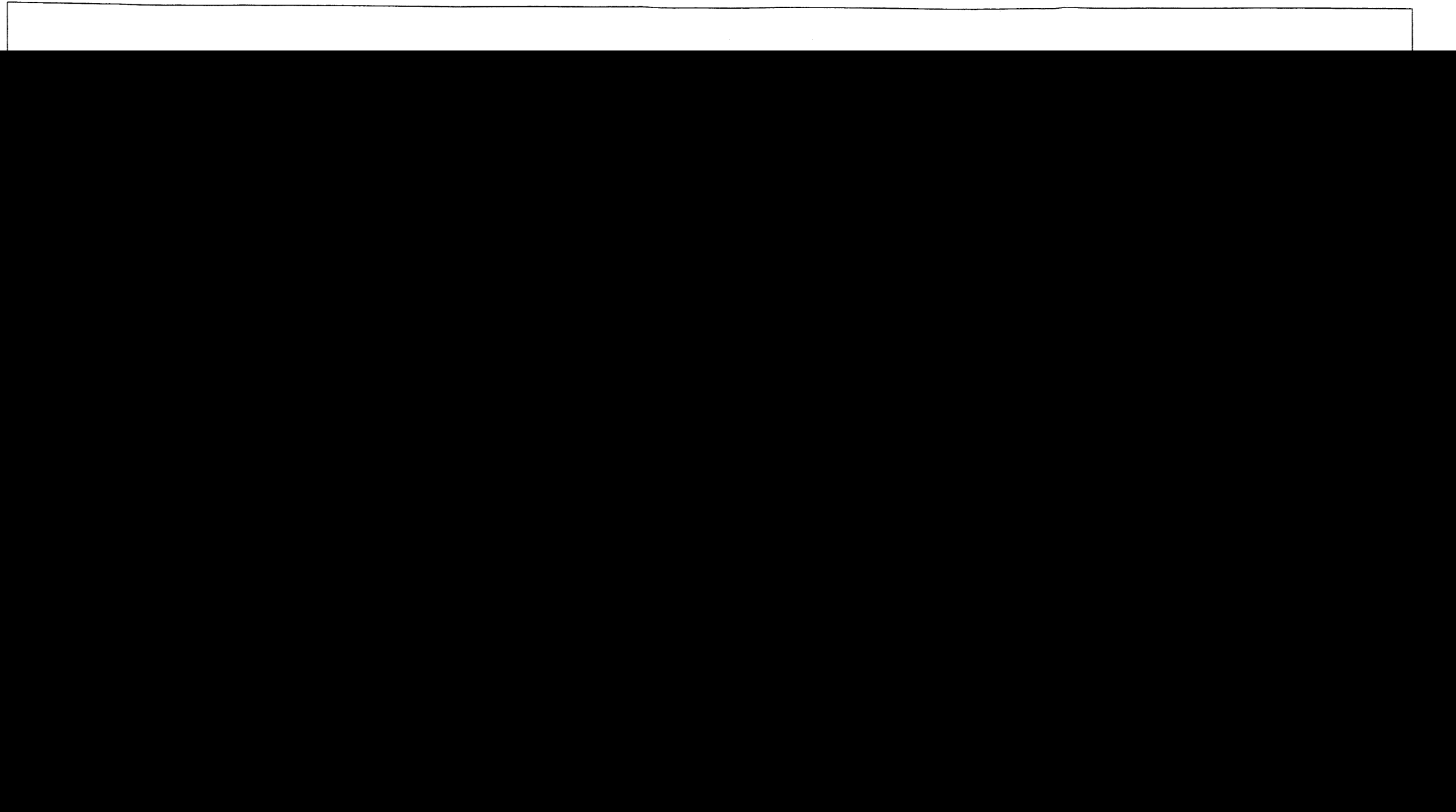
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系		
B	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系		
C	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系		

凡例  
 のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-14-2
C

管台(溶接線)  
管台(フランジ):

低レベル濃縮廃  
廃溶  
第1低レベル廃



\*3: 廃ガス移送先設備との境界は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。

\*4: フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

第 1. 2. 1. 2. 9. 4 - 1 図  
塔槽類廃ガス処理系の系統図

図 - へ - 1 - 15 - 1 H

第3-8図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、フードの面速維持)



第3-7(1)表 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備  
塔槽類廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.4-1表 (1/2)  
塔槽類廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	[Redacted]	
	廃溶媒処理廃ガス処理系		
	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系		
	固体廃棄物の廃棄施設 低レベル濃縮廃液処理系		
	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系		
	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系		

図-へ-1-15-2 H

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

第3-7(2)表 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備  
塔槽類廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.4-1表 (2/2)

塔槽類廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

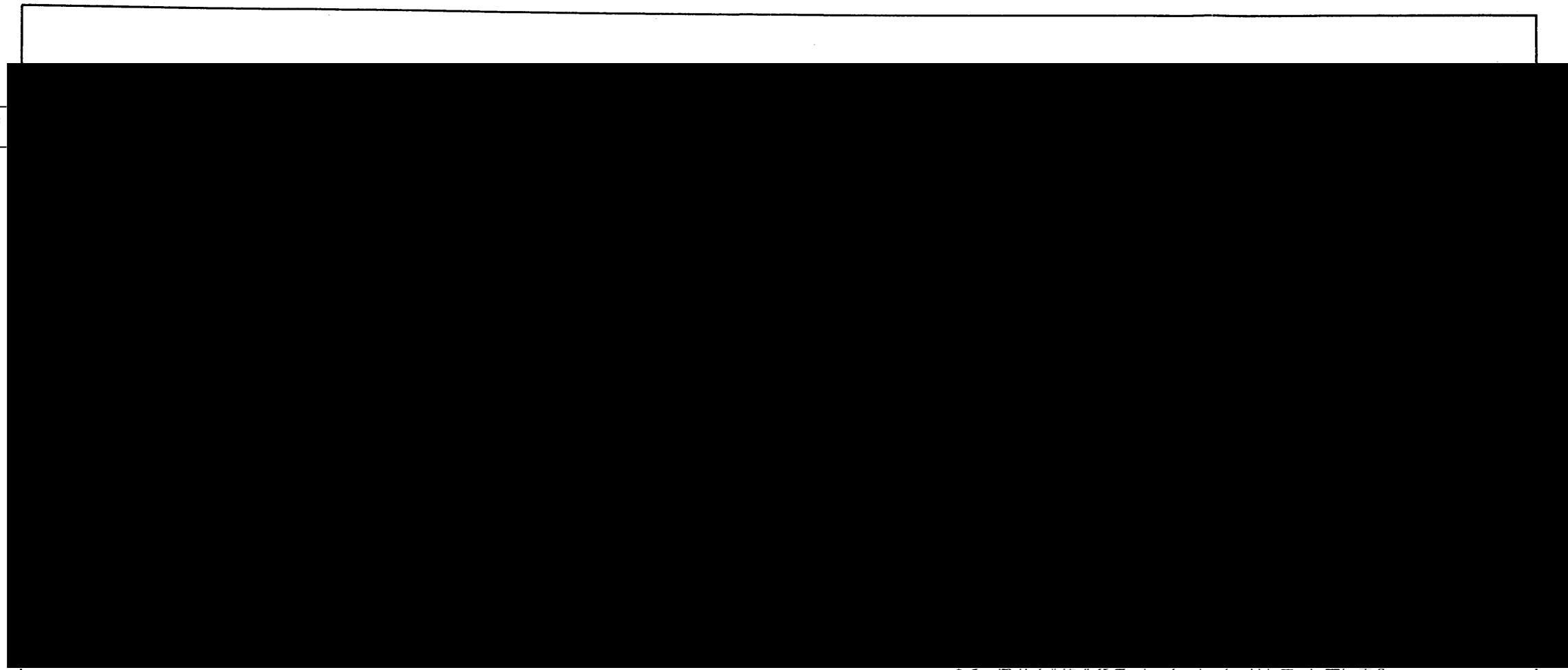
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 廃活性炭処理系	[Redacted]	
	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体系		
	その他再処理設備の附属施設 低レベル廃棄物処理建屋の 分析設備		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

管

(2)図へ



系統図凡例

- : 設計基準対象の施設の系統機能
- : 設備区分点

は、廃ガス発生を第 1. 2. 1. 2. 10 - 1 表に示す。

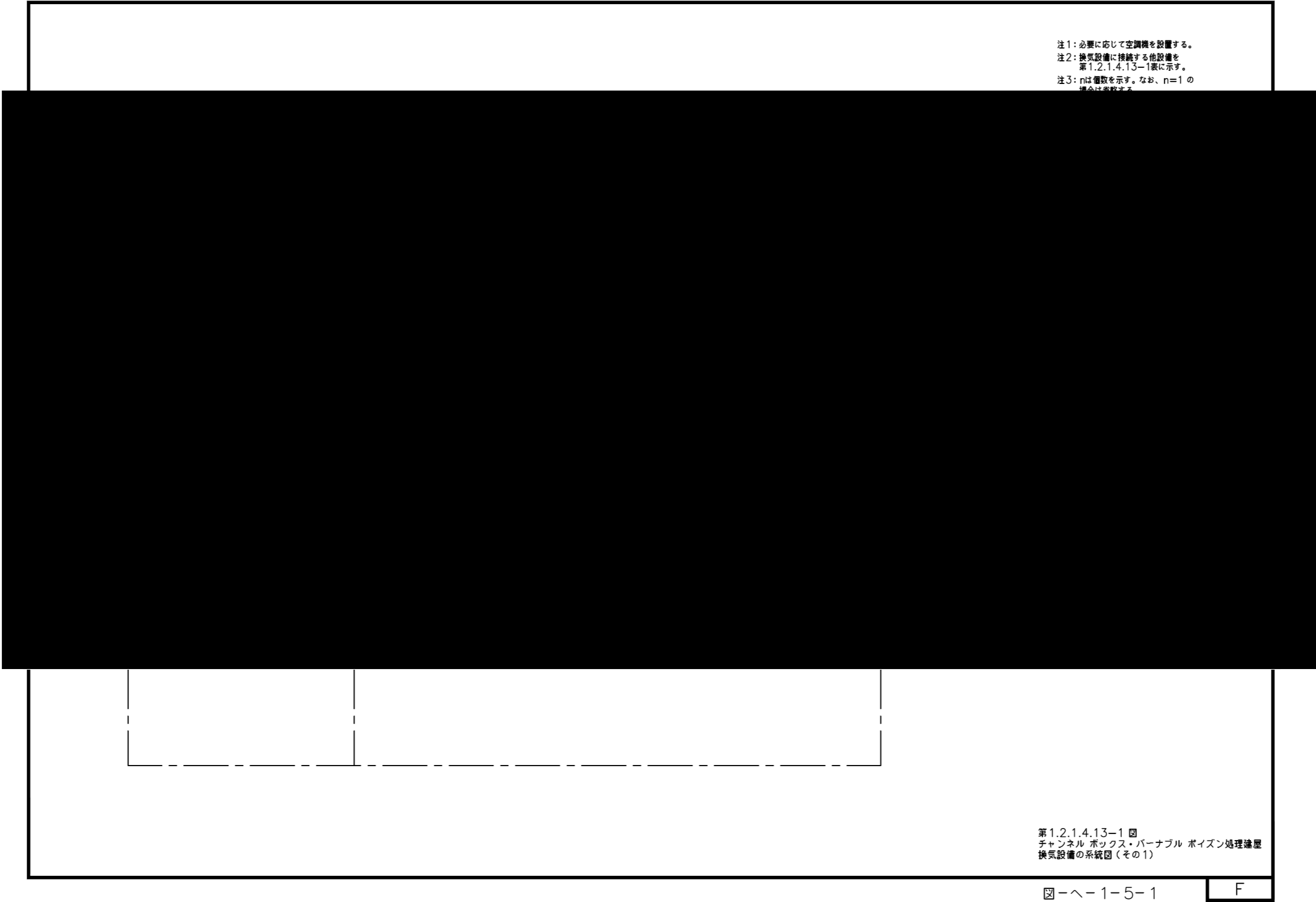
注記)

- \*1: 廃ガス移送先設備との境界は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備から見て合流前の第1弁である。
- \*2: フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

第 1. 2. 1. 2. 10 - 1 図  
 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋  
 塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図 - へ - 1 - 2 - 1 D

第3-9(1)図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図  
 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



第3-9(2) 図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図  
 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-8表 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋  
塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.10-1表  
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備  
の主な廃ガス発生元

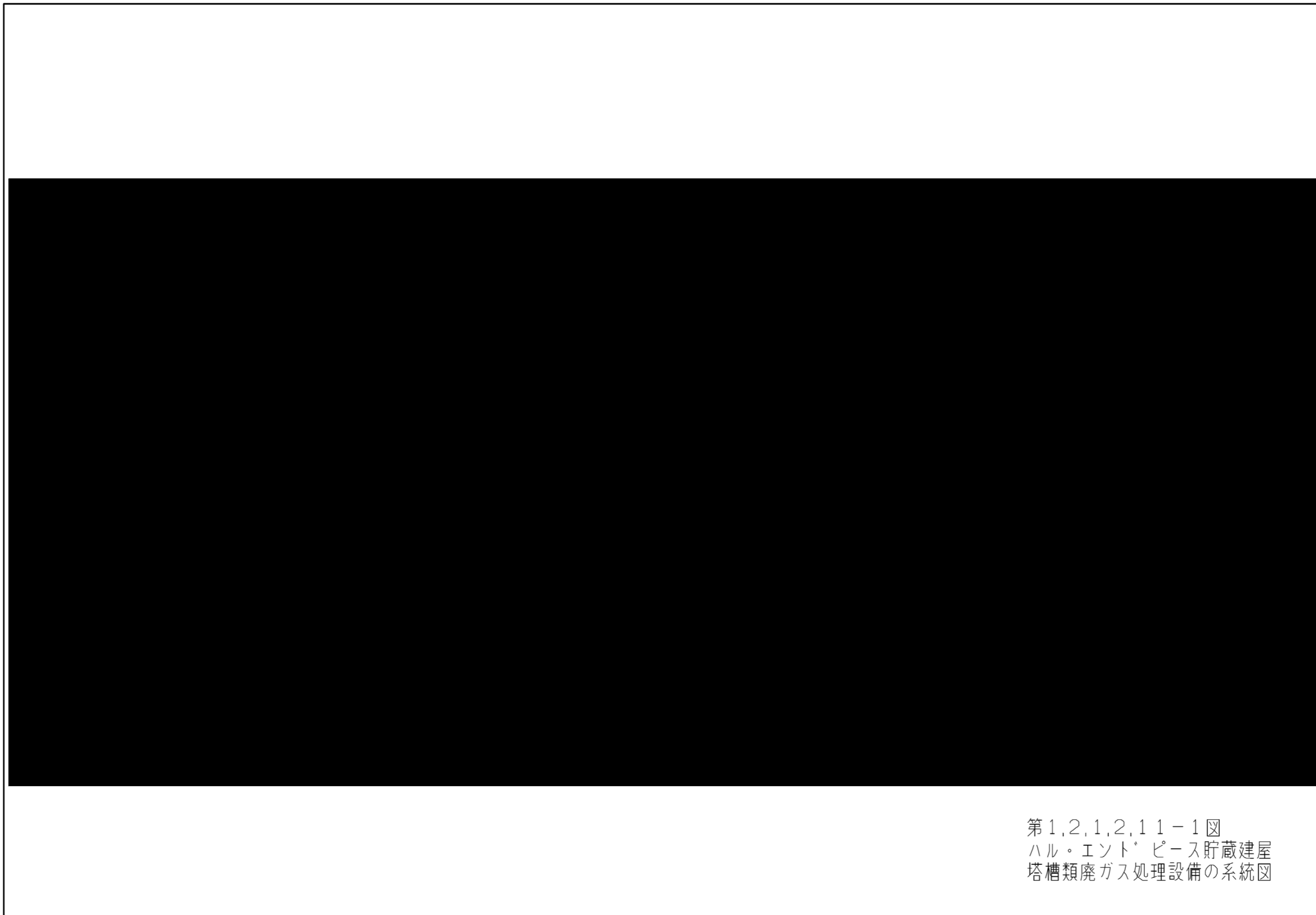
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 チャンネルボックス・バーナ ブルポイズン処理系	[Redacted]	
	固体廃棄物の廃棄施設 廃樹脂貯蔵系		

図-へ-1-2-2

B

凡例

□のうち、■が排気対象の塔槽類

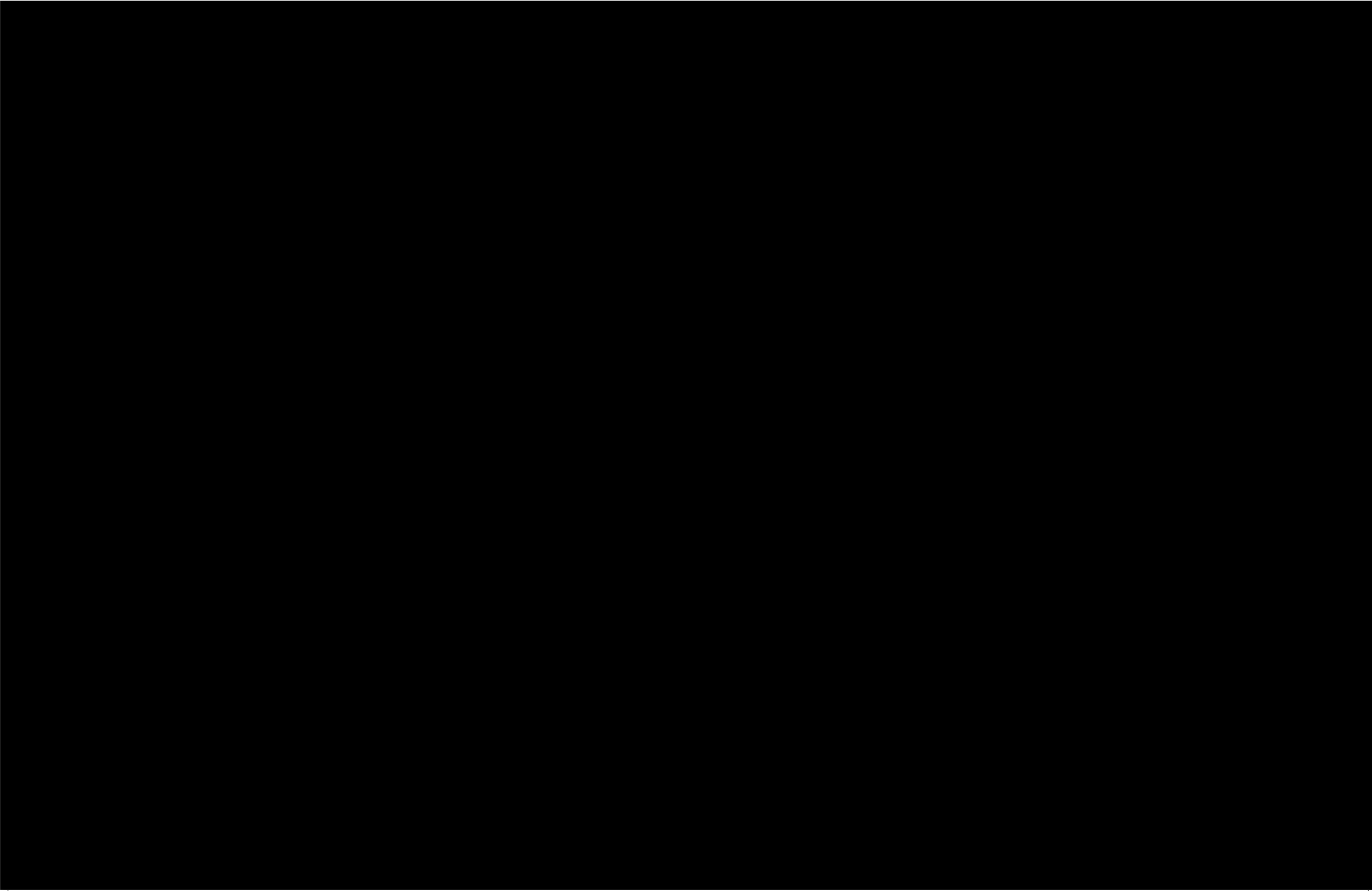


第1,2,1,2,11-1 図  
ハル・エンドピース貯蔵建屋  
塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図-へ-1-16-1

F

第3-10(1) 図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図  
(放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



第1.2.1.4.12-1図  
ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の系統図(その1)

図-へ-1-4-1

F

第3-10(2)図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図  
(放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-9表 ハル・エンドピース貯蔵建屋 塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.11-1表  
ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系	[REDACTED]	
	固体廃棄物の廃棄施設 廃樹脂貯蔵系		
	液体廃棄物の廃棄施設 海洋放出管理系		

凡例

のうち、— が排気対象の塔槽類





第1.2.1.2.12-1図  
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

☒ - 1 - 17 - 1 H

第3-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-10表 分析建屋 塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.12-1表  
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

接続番号	設備名称	接続機器番号	備考
A	その他再処理設備の 附属施設 分析建屋の分析設備	[REDACTED]	
	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
B	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
C	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
D	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
E	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
F	その他再処理設備の 附属施設 分析建屋の分析設備		
G	その他再処理設備の 附属施設 分析建屋の分析設備		
	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液 処理系		
H	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液 処理系		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類



第 3 - 12 図 共同溝内の塔槽類廃ガス処理設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。（第3-13図参照）

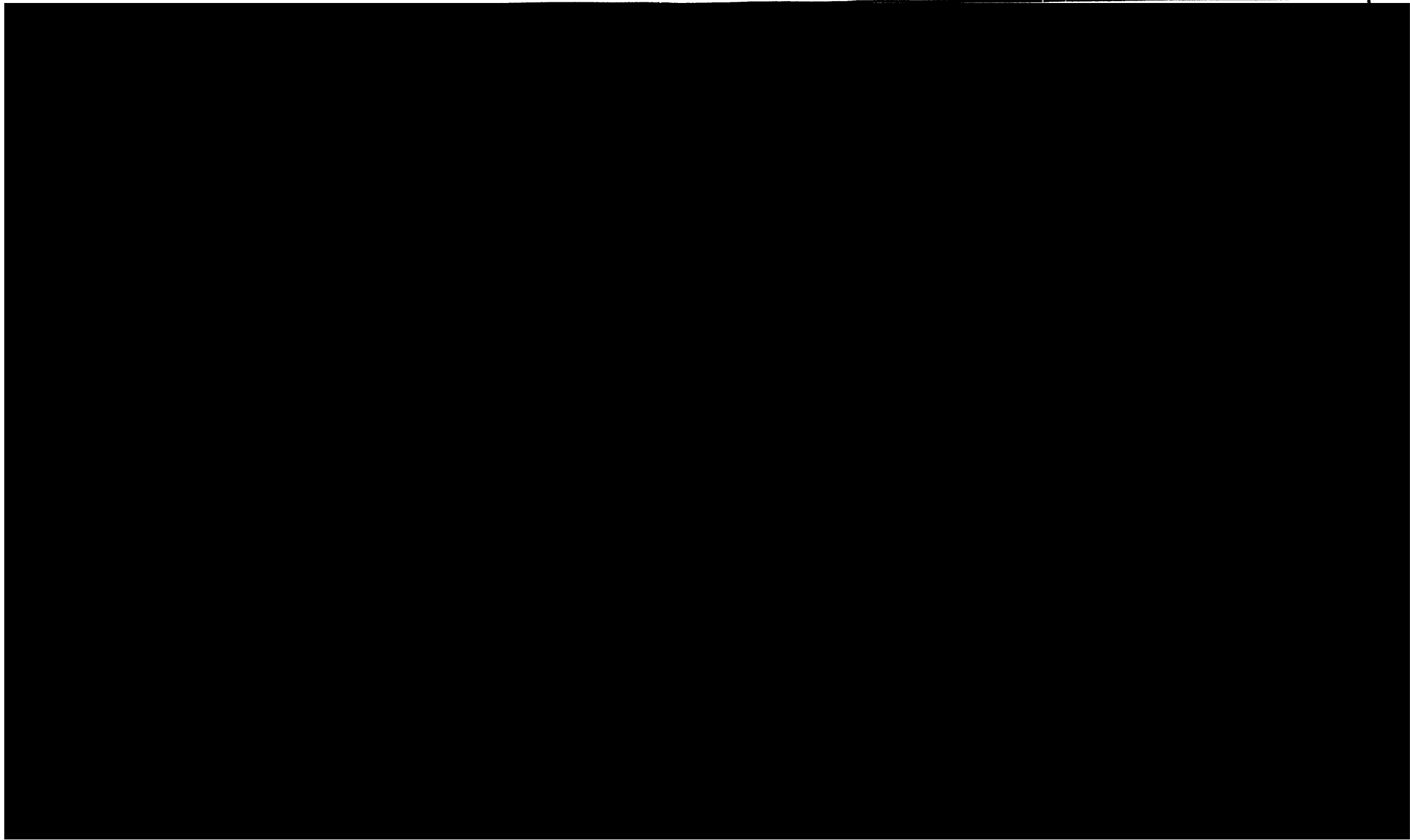
<重力流による回収>

- 漏えい液受皿⇒ [回収槽※1]

※1 [redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]とす  
る。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下に示す。

別紙1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備



第1.2.1.2.3.1-1図  
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-ヘ-1-4-1

H

第3-13図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系） 系統図（室等の漏えい拡大防止）

#### (4) 留意事項

共通 09 本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙 1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第 4-1 図～第 4-11 図及び第 4-1 表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

a. 主流路を設定しない範囲

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）において主流路としない範囲及び理由を以下に示す。

(a) 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

- [REDACTED]、当該設備を主流路と設定しない。（第4-1図参照）
- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]当該設備を主流路と設定しない。（第4-1図参照）

(b) 溶媒処理廃ガス処理系

- [REDACTED]  
[REDACTED]当該設備を主流路と設定しない。（第4-2図参照）

(c) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない。（第4-3図参照）
- 化学薬品貯蔵供給系へ脱硝塔からの廃ガスを移送するラインは、化学薬品貯蔵供給系においてNO<sub>x</sub>ガスを製造する試薬等のユーティリティラインであるため、当該設備を主流路と設定しない。（第4-3図参照）

(d) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [REDACTED]  
[REDACTED]当該設備を主流路と設定しない。（第4-4図参照）

(e) 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない。（第4-5図参照）

(f) 廃溶媒処理廃ガス処理系

- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設

備を主流路と設定しない。(第4-6図参照)

(g) 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-7図参照)

(h) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系

- 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系の主要機器に該当しない貯槽からの排気ラインは、当該設備を主流路と設定しない。(第4-8図参照)
- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-8図参照)

(i) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-9図参照)

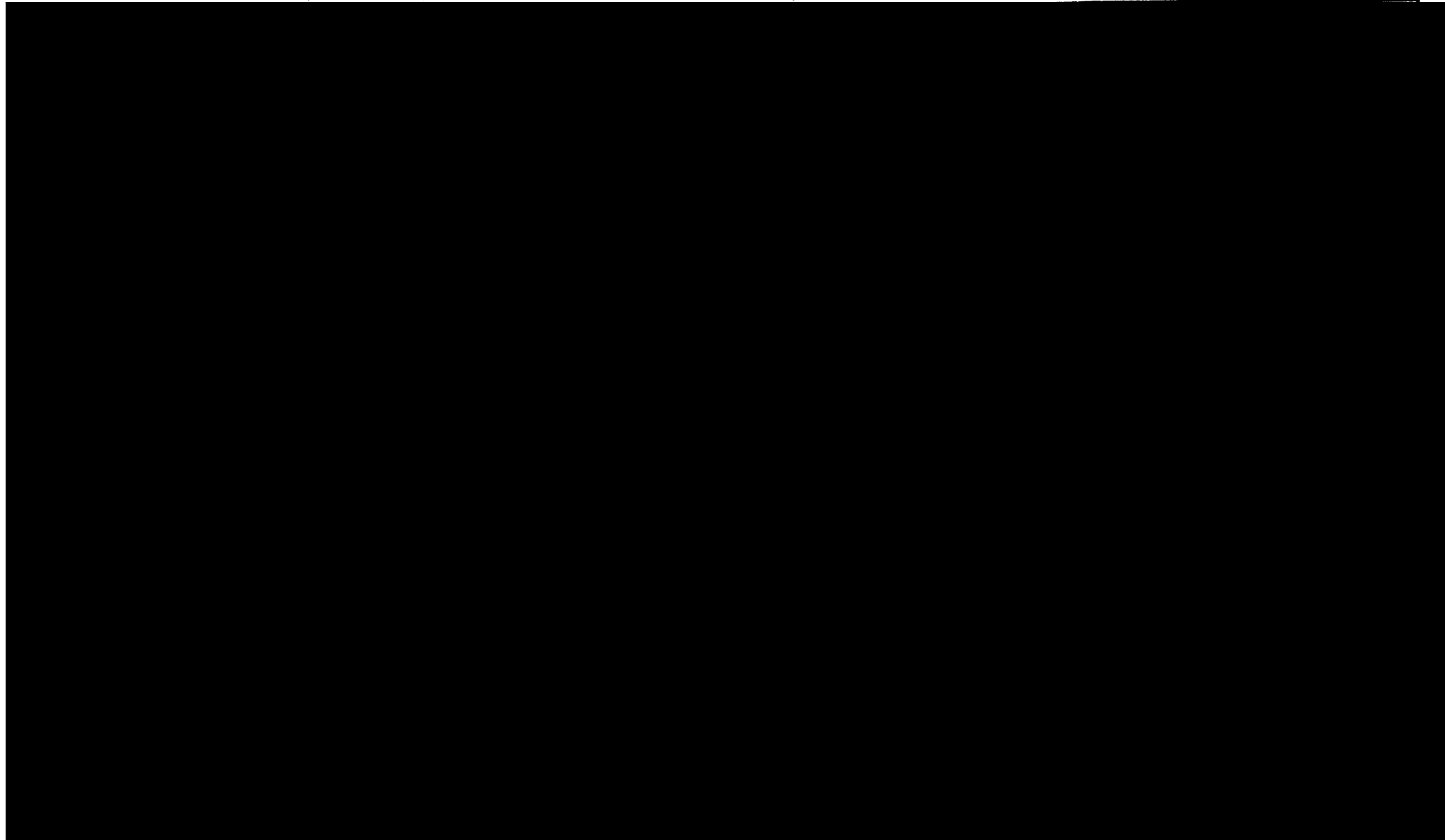
(j) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [REDACTED]  
[REDACTED] 当該設備を主流路と設定しない。(第4-10図参照)

(k) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]、当該設備を主流路と設定しない。(第4-11図参照)
- [REDACTED] 当該設備を主流路としない。(第4-11図参照)
- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] 当該設備を主流路と設定しない。(第4-11図参照)



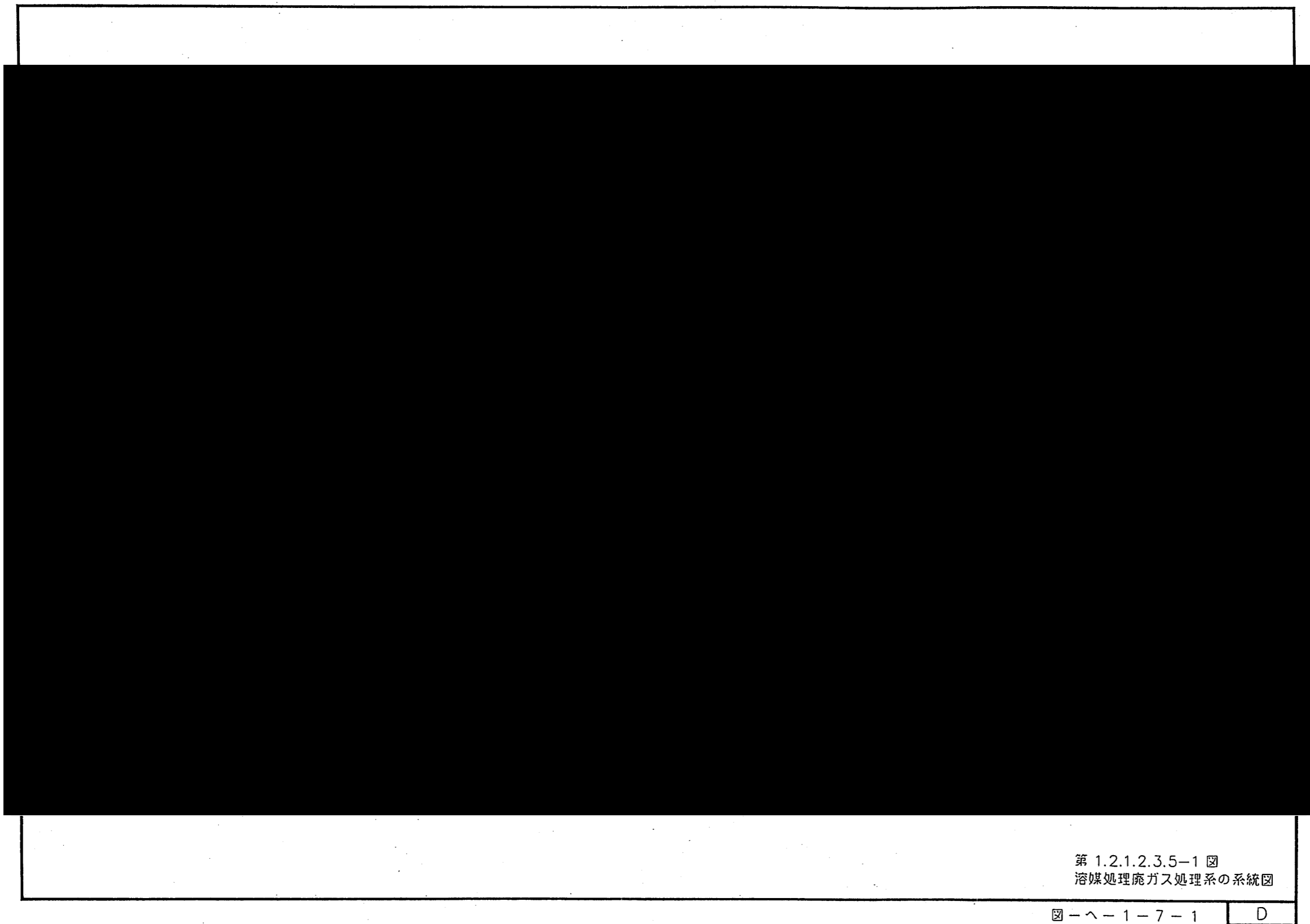


書の記載事項に  
考え方」で示す。

第1.2.1.2.3.1-1図  
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-へ-1-4-1 H

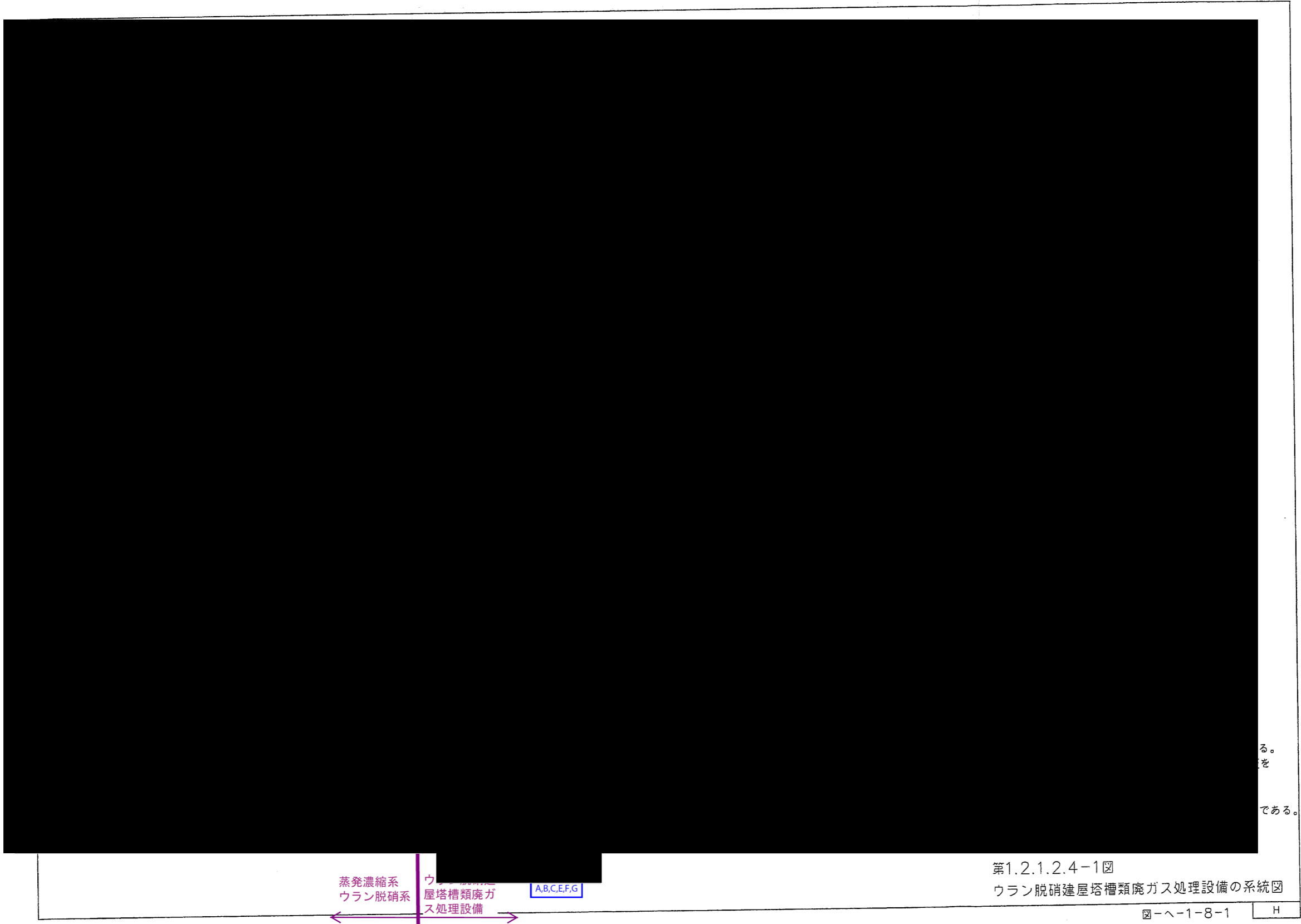
第4-1図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第 1.2.1.2.3.5-1 図  
溶媒処理廃ガス処理系の系統図

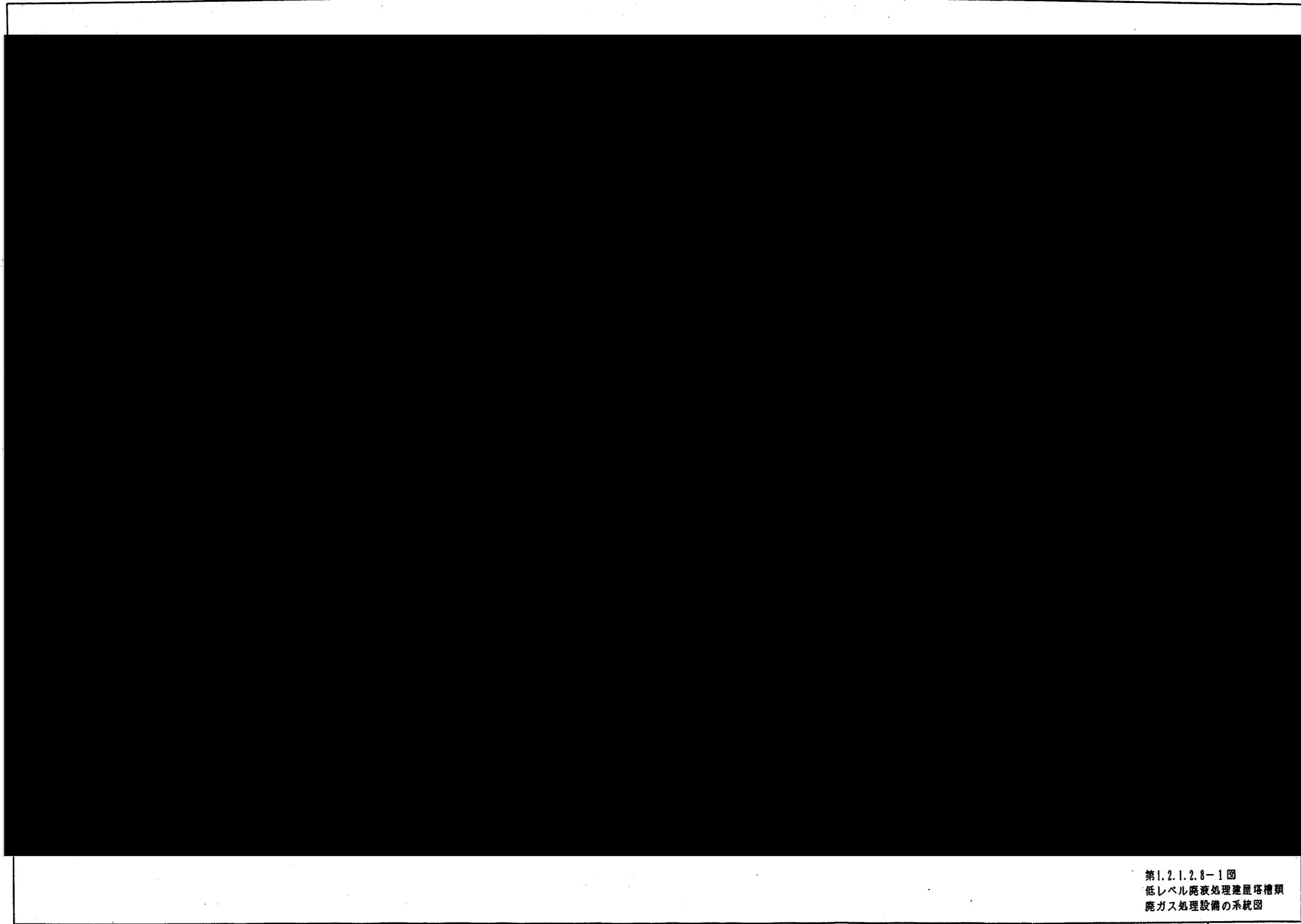
図 - へ - 1 - 7 - 1	D
-------------------	---

第 4 - 2 図 溶媒処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



る。  
を  
である。

第4-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第4-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



A

固体廃棄物の廃棄施設  
雑固体系より

- 注記 \*1：廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。  
\*2：廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備のヘッドから見て合流前の第1溶接線である。  
\*3：廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備槽入口から見て第2弁である。  
\*4：廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。  
\*5：廃液発生元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。  
\*6：廃液発生元設備との境界は本設備から見て合流前の第1弁である。  
\*7：廃ガス洗浄塔出口に供給する空気流量を調整し、廃ガス洗浄塔の負圧を-4kPa [gage] (-400mmH<sub>2</sub>O) 程度にする。  
\*8：フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

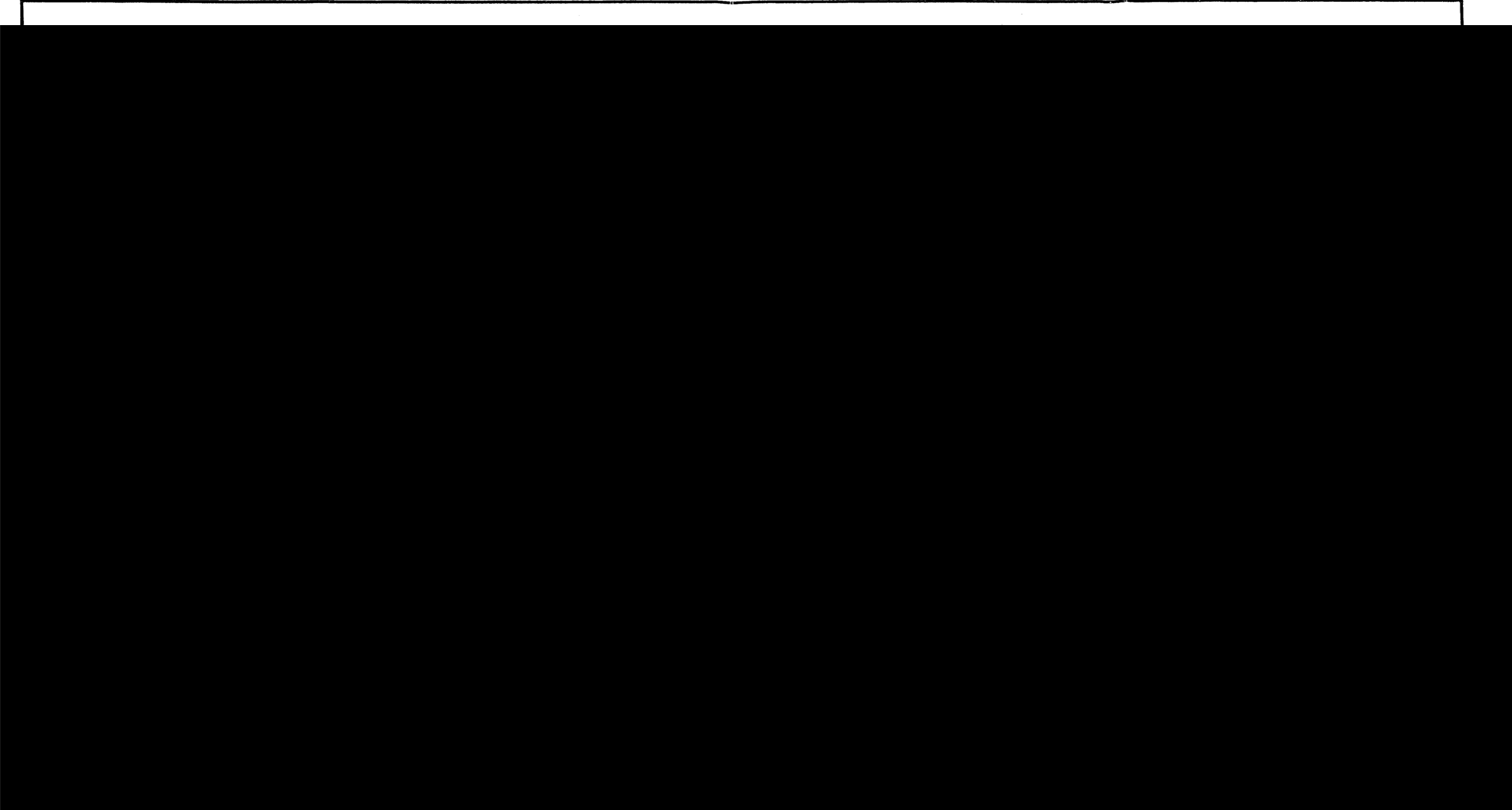
注：廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.1-1表に示す。

第1.2.1.2.9.1-1図  
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-12-1

H


第4-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



注記

- \*1: 廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*2: 廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
- \*3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- \*4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- \*5: 廃ガス移送元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*6: 廃ガス移送先設備との境界は低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。
- \*7: 排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系の熱分解装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- \*8: フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

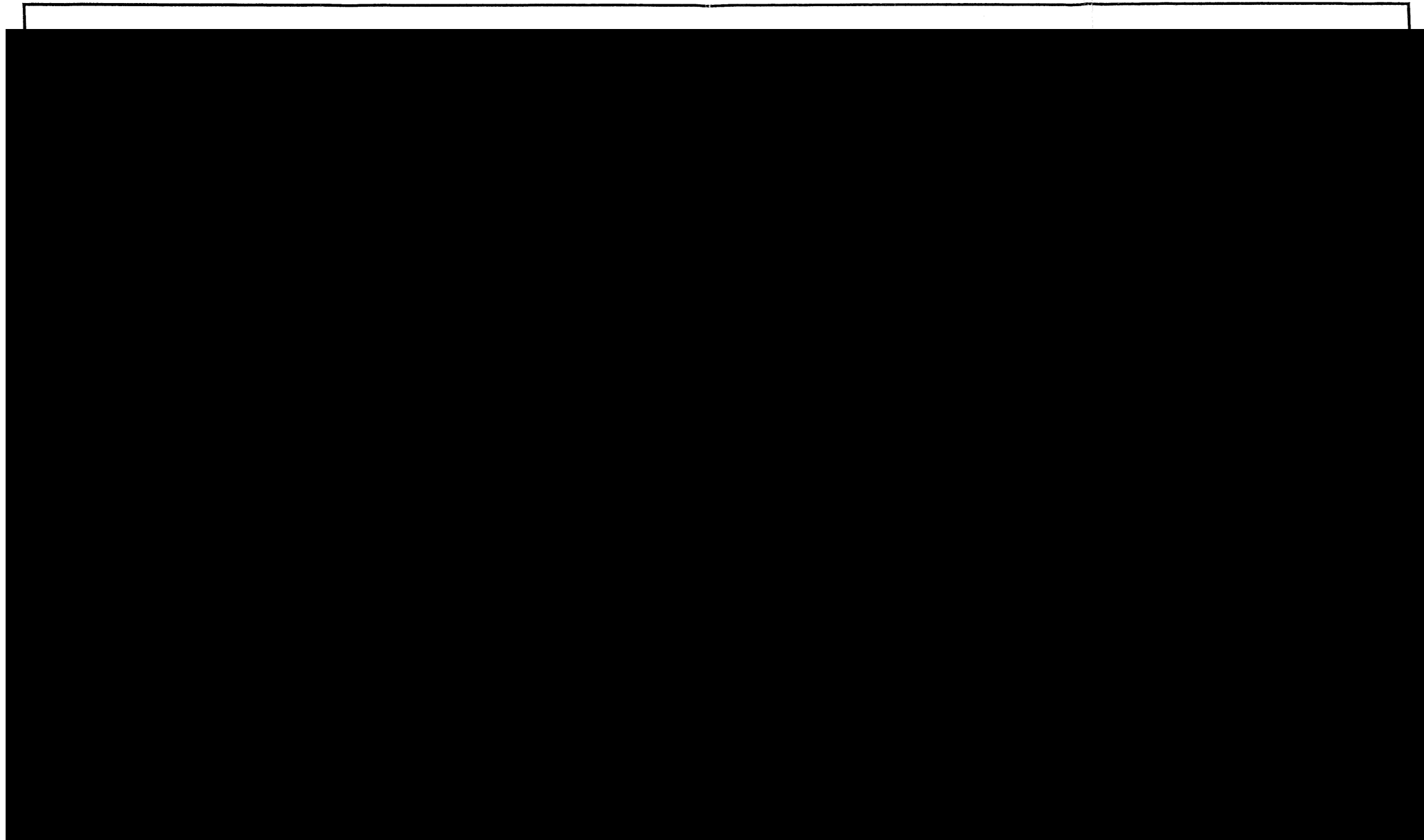
系統図凡例  
 : 設計基準対象の施設の系統機能

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.2-1表に示す。

第1.2.1.2.9.2-1 図  
 廃溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-13-1 D

第4-6 図 廃溶媒処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



- \*3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- \*4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- \*5: 廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*6: 主排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系の焼却装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- \*7: フィルタの入口/出口には試験用のノズルを設ける。

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.3-1表に示す。

第1.2.1.2.9.3-1図  
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-14-1

D

第4-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



系統図凡例  
— : 設計基準対象の施設の系統機能

\*3: 廃ガス移送先設備との境界は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。

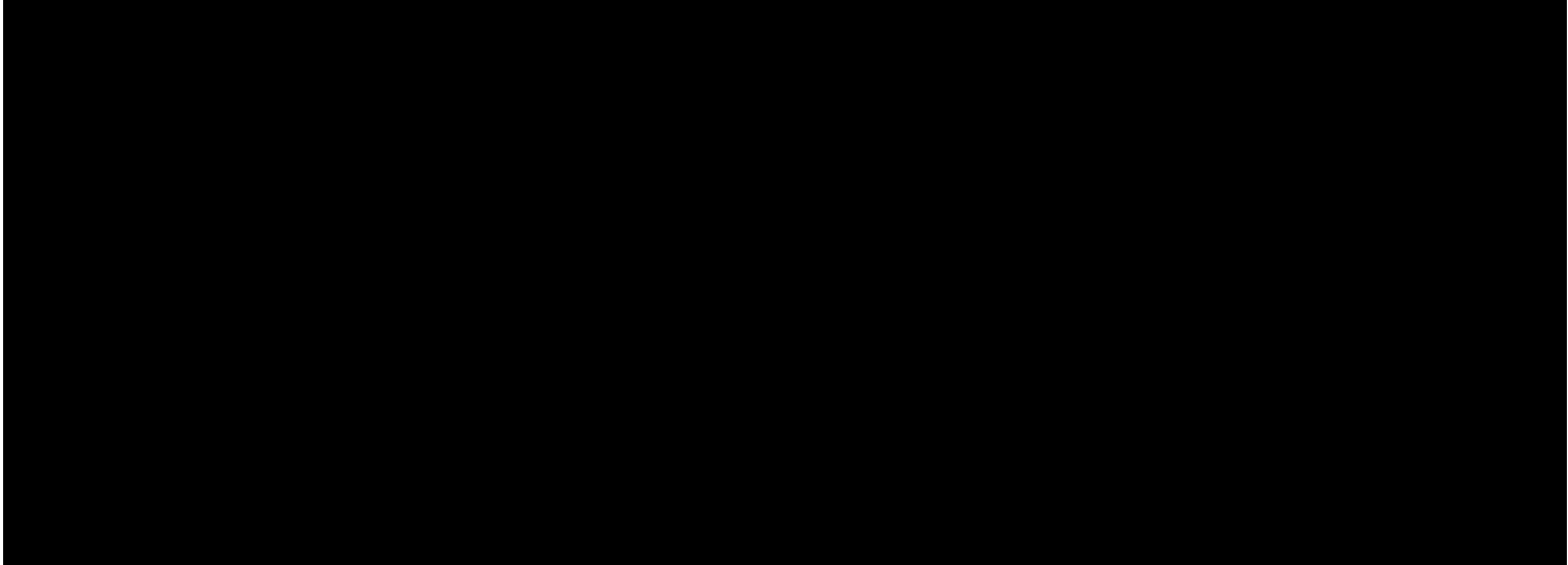
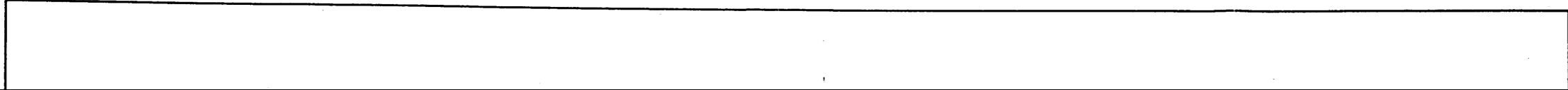
\*4: フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

第 1. 2. 1. 2. 9. 4 - 1 図  
塔槽類廃ガス処理系の系統図

図 - へ - 1 - 15 - 1 H

第 4 - 8 図 塔槽類廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図





口内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び「別紙 1-2-6 設計図書に記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

注記)

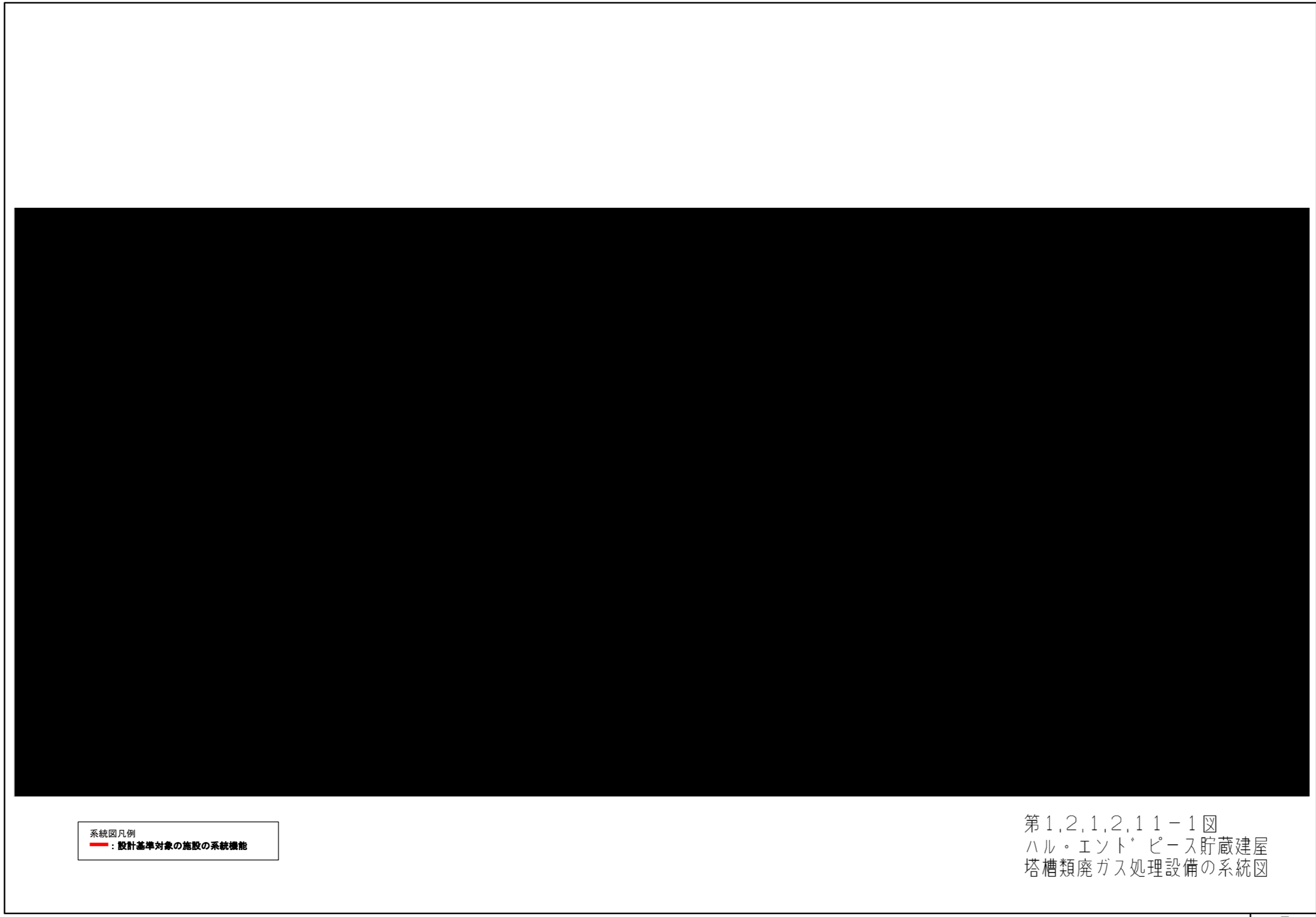
- \*1: 廃ガス移送先設備との境界は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備から見て合流前の第1弁である。
- \*2: フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

系統図凡例  
 ■: 設計基準対象の施設の系統機能

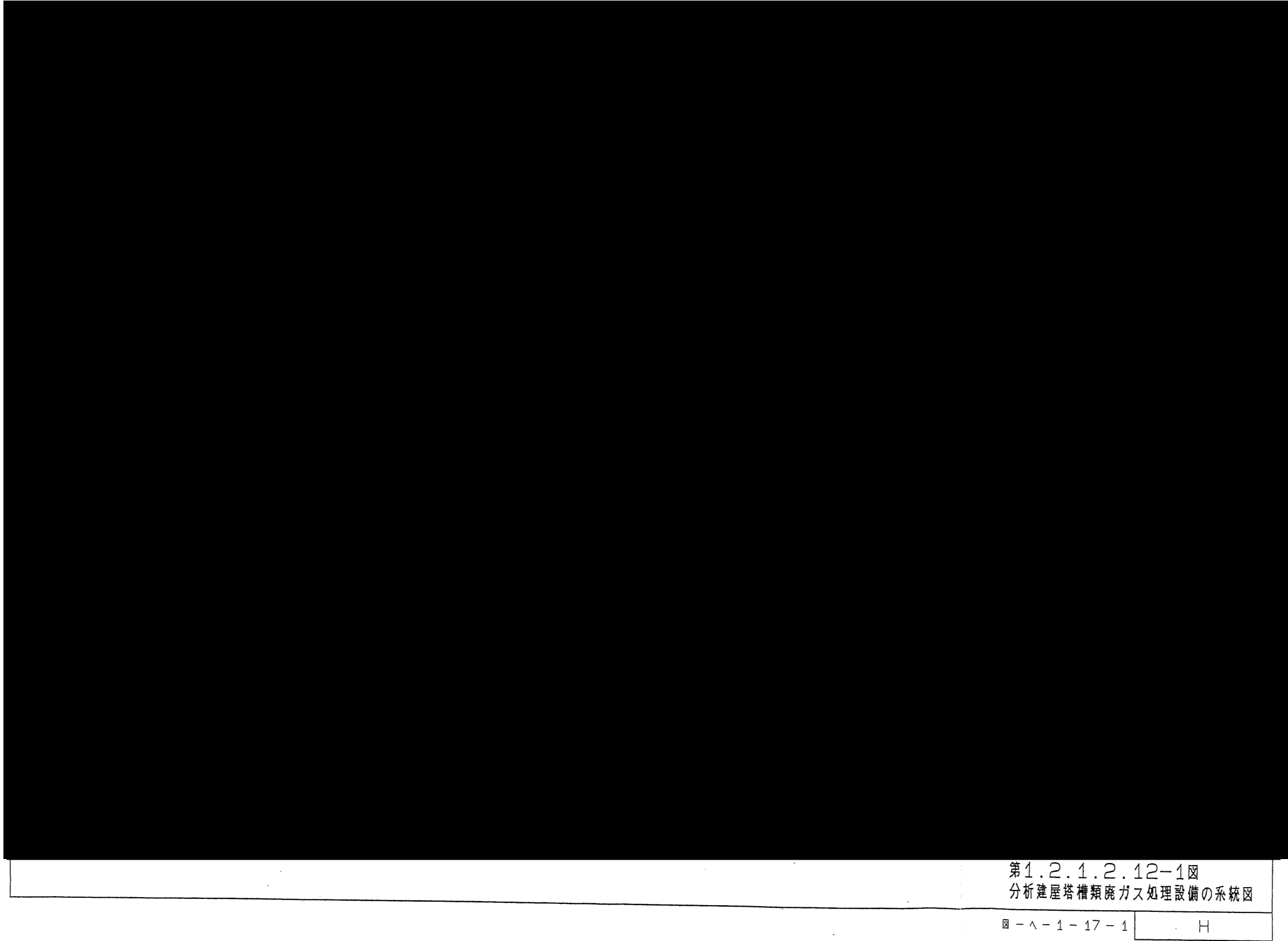
第 1. 2. 1. 2. 10 - 1 図  
 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋  
 塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図 - へ - 1 - 2 - 1 D

第4-9図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第4-10図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第4-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方  
(別紙1-2-6 抜粋)

分類	主流路としない理由の類型	主流路としない対象	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン</li> <li>・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン</li> <li>・開放容器等の機器ベントライン</li> <li>・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン</li> <li>・機器等の保護の観点で設置するベントライン</li> </ul>	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。
B	バイパスライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン</li> <li>・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン</li> </ul>	
C	テストライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル</li> <li>・保守時における系統試験を行うためのテストライン</li> </ul>	
D	除染・洗浄ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン</li> </ul>	
E	ミニマムフローライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（逃がし）ライン</li> </ul>	機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。
F	オーバーフローライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン</li> </ul>	機器故障等で方が一使用する非常ラインであるため、主流路としない。
G	循環（攪拌）ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン</li> <li>・圧縮空気（かくはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン</li> </ul>	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン</li> </ul>	熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・方が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン</li> <li>・方が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン</li> </ul>	再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
H	サンプリングライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析試料を採取するためのサンプリングライン</li> <li>・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン</li> </ul>	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため主流路としない。
I	計装ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ</li> </ul>	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
J	機器駆動用サポートライン (スチームジェットポンプ等の安全機能に関係するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン</li> </ul>	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
K	小型機器等からの排気ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン</li> </ul>	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン (安全機能に関係するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン</li> </ul>	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
	M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	
N	将来増設用ライン (安全機能に影響するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン</li> </ul>	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
O	換気設備の給気系ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外気取り入れ口から送風機を經由して各室まで送風するライン</li> </ul>	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。
個別	分類A～Nの共通的な理由以外のライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1-2 本文2. (4)に記載の対象。</li> </ul>	別紙1-2 本文2. (4)に記載の理由。

b. 主要機器として抽出しない範囲

(a) 高性能粒子フィルタ入口の加熱器（第4-1、3、4、10、11図参照）

塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ入口には廃ガス中の相対湿度を下げるために加熱器がある。

加熱器は、高性能粒子フィルタの目詰まりを防止するために廃ガス中の相対湿度を下げるためのものでありよう素フィルタの加熱器のように浄化機能の支援を期待する機器ではないため主要機器（容器）としては抽出せずに配管の一部として扱う。

(b) 廃ガスラインライン中の [REDACTED]（第4-1、2、11図参照）

塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスラインには廃ガス発生元設備の主要機器から発生する廃ガス中のミストを除去するための [REDACTED] がある。

[REDACTED] 主要機器（ [REDACTED] ）としては抽出せずに配管の一部として扱う。（第4-1図及び第4-11図参照）

また、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系の真空ポンプからの廃ガスラインには真空ポンプを [REDACTED] がある。

[REDACTED] 主要機器（ [REDACTED] ）としては抽出せずに配管の一部として扱う。（第4-2図参照）

(c) 放射性気体廃棄物の処理及び排気ライン中の浄化性能を期待しない [REDACTED]

[REDACTED]（第4-2、5、6図参照）

塔槽類廃ガス処理設備には、 [REDACTED] がある。

[REDACTED] 主要機器（ [REDACTED] ）としては抽出せずに配管の一部として扱う。

### 3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図～第5-12図に示す。

#### <安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第24条：廃棄施設	放射性気体廃棄物の処理及び排気	主配管（廃ガス処理系）	—	○	—
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能				
	放射性物質を保持する系統の負圧維持				
	フードの面速維持				
	室等の漏えい拡大防止	主配管（漏えい拡大防止系）	—	○	—

#### <安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震 S クラス（耐震重要施設）

B/C：耐震 B/C クラス

1.2Ss：基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震 S クラス、それ以外の主配管の範囲は耐震 B/C クラスであり、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の耐震設計は、機能喪失した場合の影響が S クラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震 B/C クラスである。

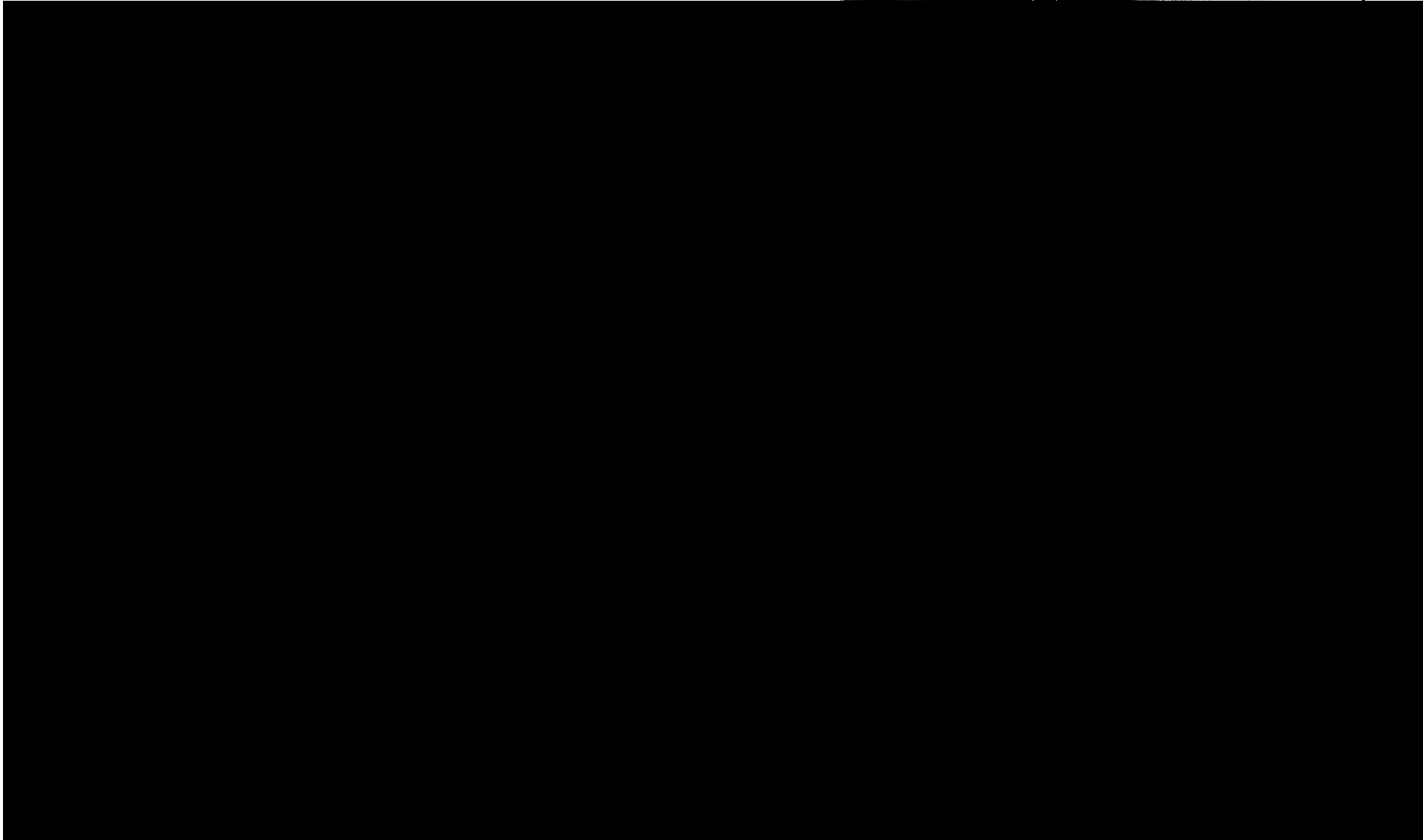
塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (1/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	
B	1) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	気体廃棄物の廃棄施設	Bクラスの塔槽類の塔槽類廃ガス処理設備  〔Bクラスの塔槽類から排風機を経て弁までの範囲〕	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 分析建屋		
			高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽	B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋		
			Bクラスのセル等の換気設備  〔Bクラスのセル等から排風機を経てダンプまでの範囲〕	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋		
			セル等	Bクラスの設備を収納するセル等	B						

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (2/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 使用済燃料輸送容器移送台車 使用済燃料輸送容器保守設備	C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋(注8) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C			
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出貯槽 第2海洋放出ポンプ 海洋放出管  〔第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲〕 低レベル廃液処理設備  〔MOX燃料加工施設との取合いに係る配管〕	C C C  C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋		



第1.2.1.2.3.1-1図  
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-へ-1-4-1

H

第5-1図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の耐震クラス範囲の概要図





第 1.2.1.2.3.5-1 図  
溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図 - へ - 1 - 7 - 1 D

第 5 - 2 図 溶媒処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



蒸発濃縮系  
ウラン脱硝系

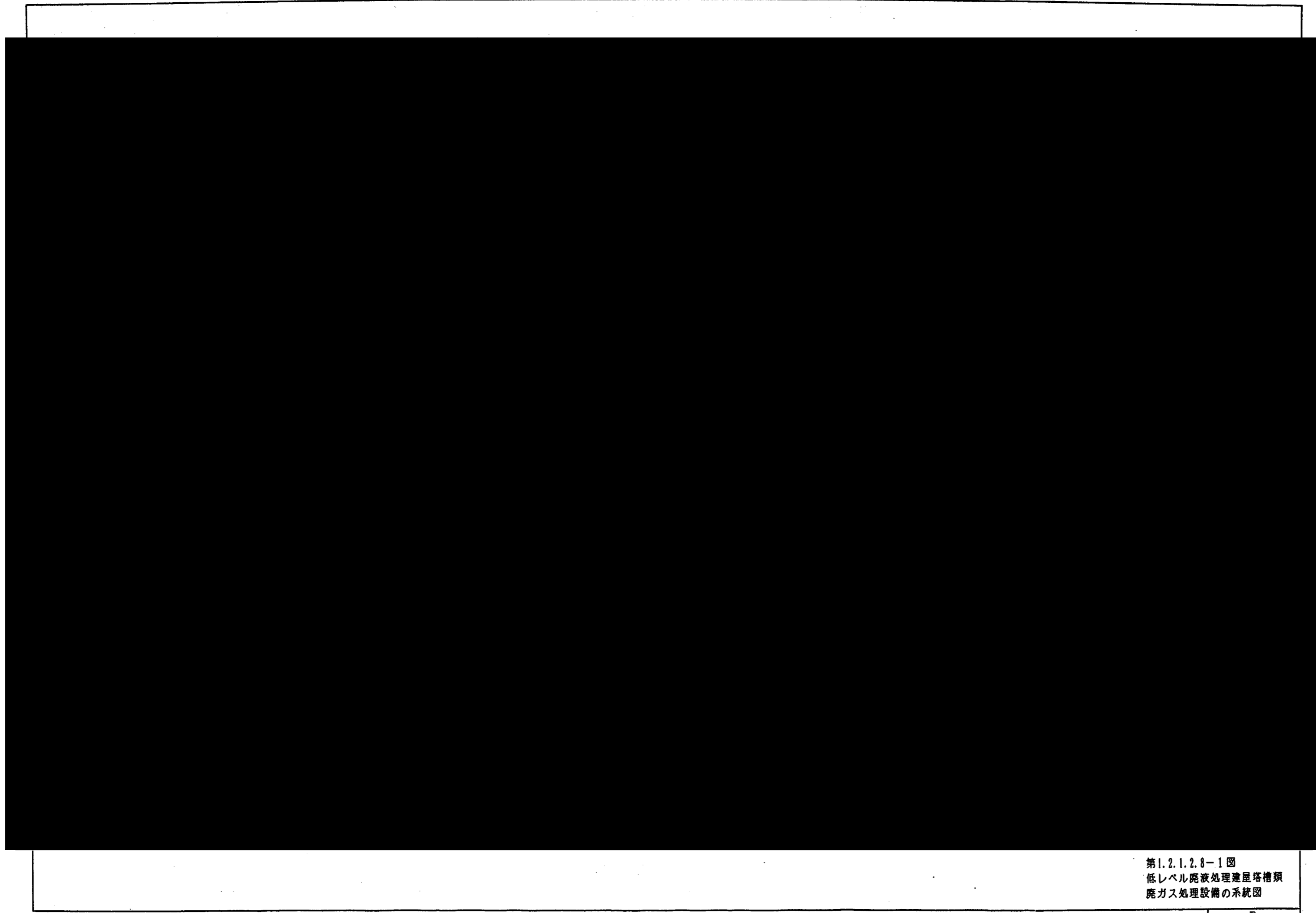
建屋塔槽類  
廃ガス処理設備



第1.2.1.2.4-1図  
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図-へ-1-8-1 H

第5-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第1.2.1.2.8-1図  
低レベル廃液処理建屋塔槽類  
廃ガス処理設備の系統図  
図-ヘ-1-11-1 E

第5-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



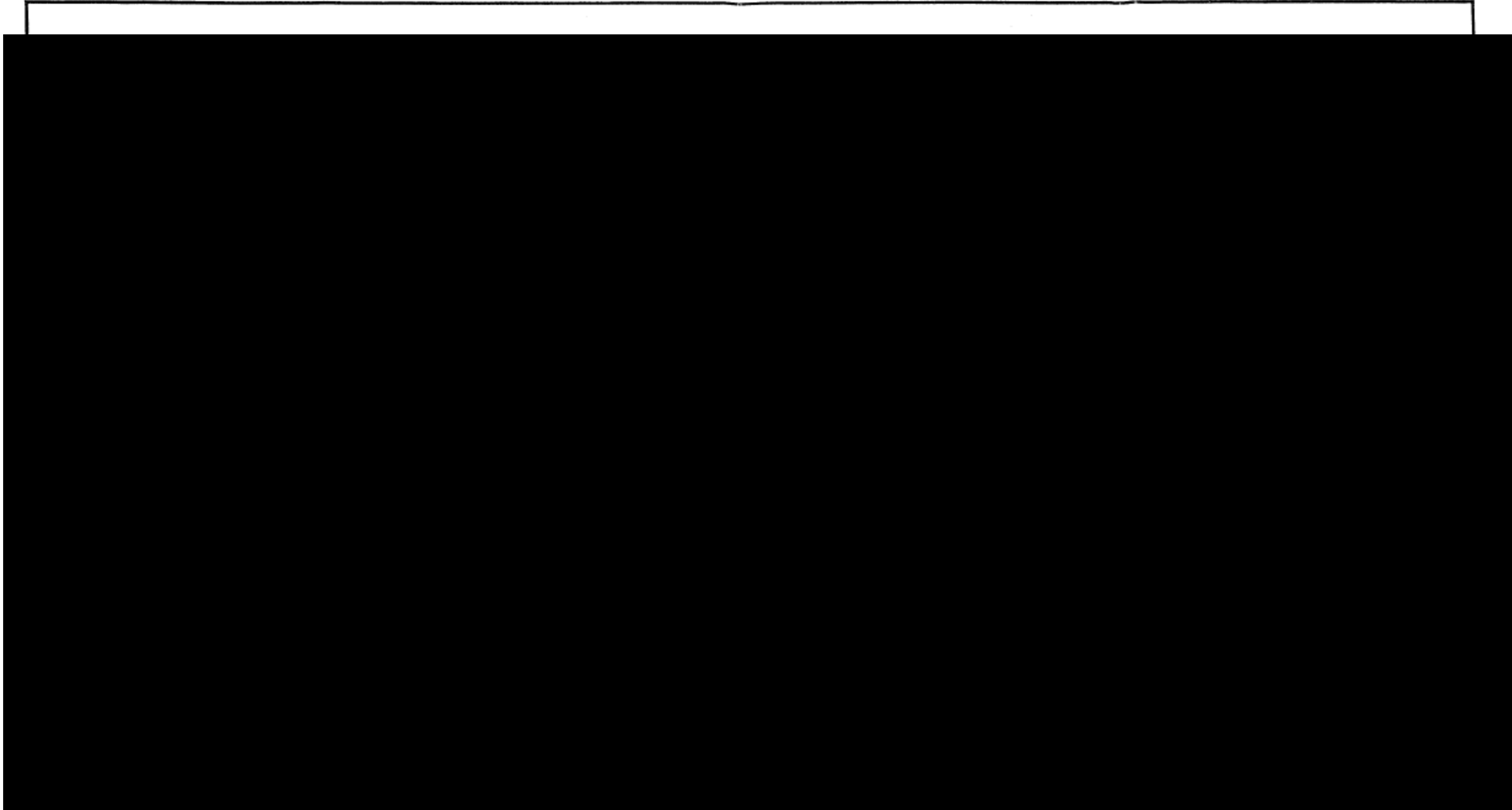
- 注記 \*1：廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。  
\*2：廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備のヘッドから見て合流前の第1溶接線である。  
\*3：廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備槽入口から見て第2弁である。  
\*4：廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。  
\*5：廃液発生元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。  
\*6：廃液発生元設備との境界は本設備から見て合流前の第1弁である。  
\*7：廃ガス洗浄塔出口に供給する空気流量を調整し、廃ガス洗浄塔の負圧を-4kPa [gage] (-400mmH<sub>2</sub>O) 程度にする。  
\*8：フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

注：廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.1-1表に示す。

第1.2.1.2.9.1-1図  
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-12-1 H

第5-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



注記

- \*1: 廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*2: 廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
- \*3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- \*4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- \*5: 廃ガス移送元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*6: 廃ガス移送先設備との境界は低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。
- \*7: 排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系の熱分解装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- \*8: フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

1.2Ssの有無(右側)(対処系)

1.2Ss, 無配入

記載方法(左側:DB,右側:SA)  
記載凡例:DB耐震クラス,1.2Ss/SA耐震クラス,1.2Ss

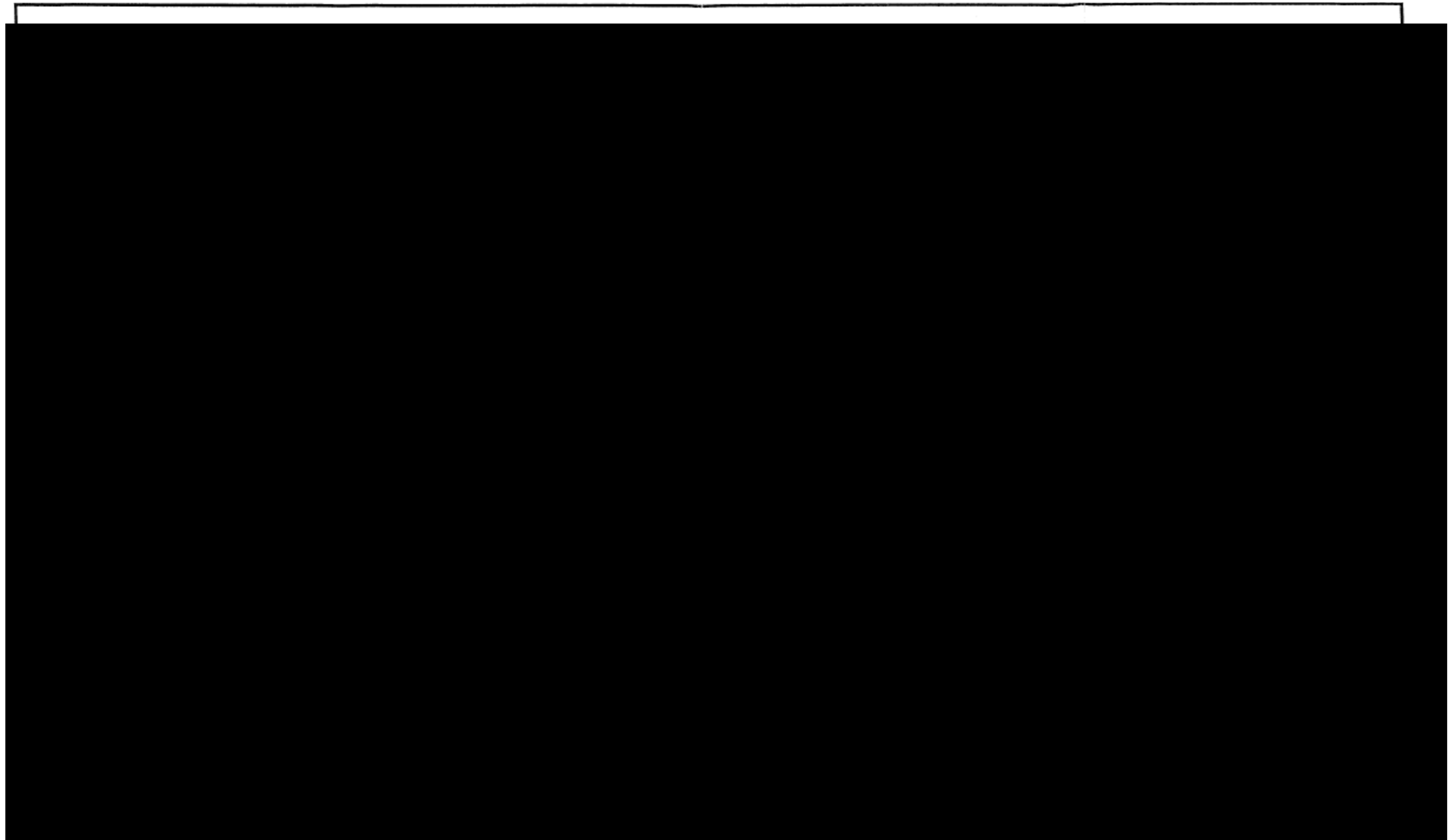
注:廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.2-1表に示す。

第1.2.1.2.9.2-1図  
廃溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-13-1

D

第5-6図 廃溶媒処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



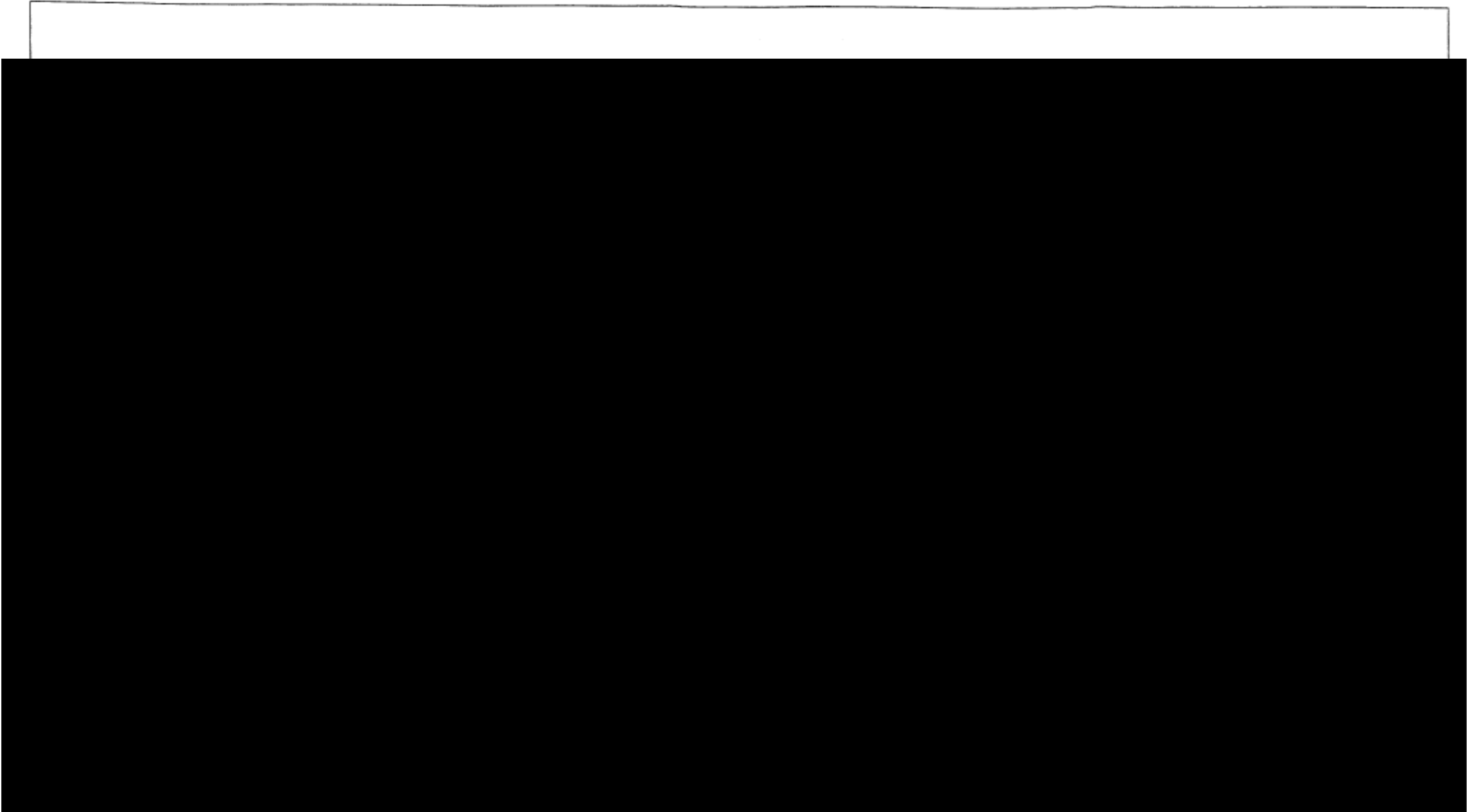
- \*3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- \*4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- \*5: 廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- \*6: 主排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系の焼却装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- \*7: フィルタの入口/出口には試験用のノズルを設ける。

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.3-1表に示す。

第1.2.1.2.9.3-1 図  
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-14-1 D

第5-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



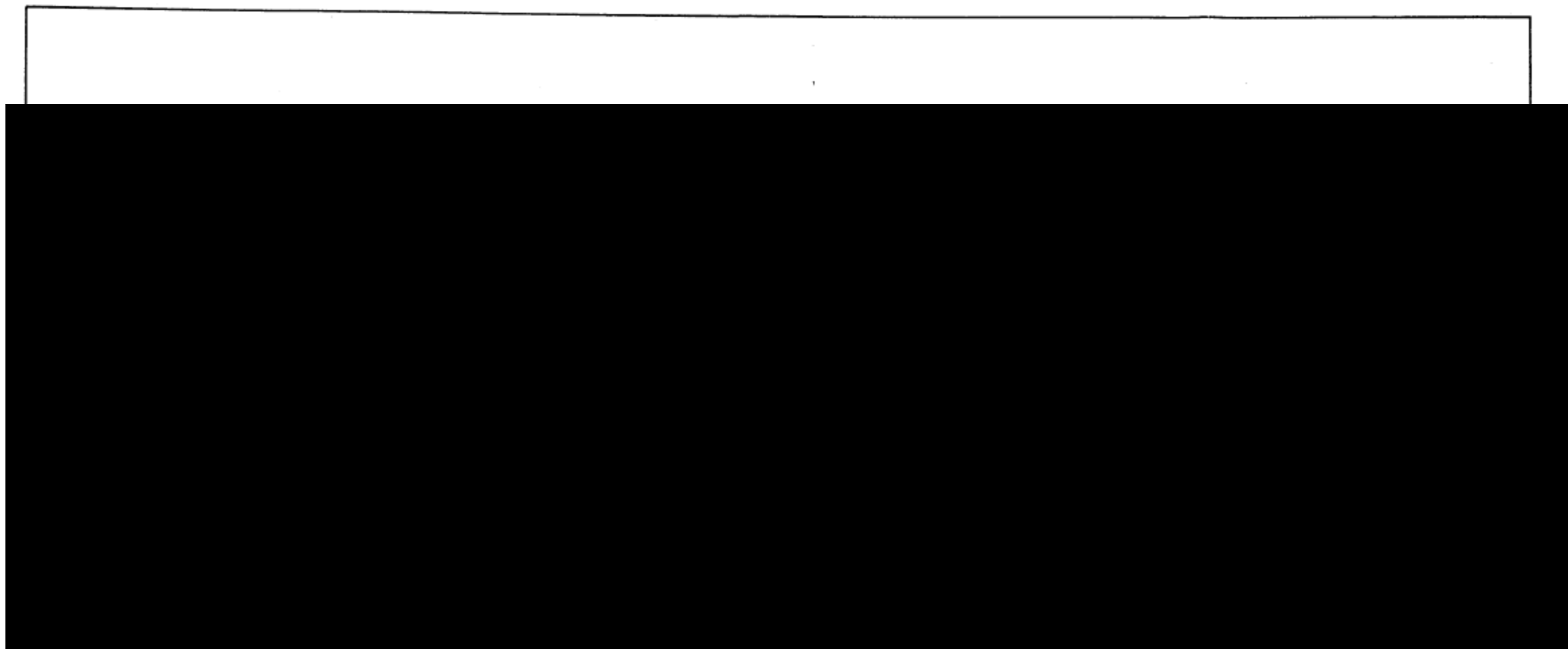
\*3: 廃ガス移送先設備との境界は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。

\*4: フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

第 1. 2. 1. 2. 9. 4 - 1 図  
塔槽類廃ガス処理系の系統図

図 - へ - 1 - 15 - 1 H

第 5 - 8 図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

注2: 廃ガス発生元を第 1.2.1.2.10 - 1 表に示す。

注記)

\*1: 廃ガス移送先設備との境界は、チャンネル ボックス・バーナブル  
ポイズン処理建屋換気設備から見て合流前の第1弁である。

\*2: フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

第 1.2.1.2.10 - 1 図  
チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋  
塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図 - へ - 1 - 2 - 1 0

第5-9図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図





第5-10図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第1.2.1.2.12-1図  
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図-1-17-1 H

第5-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第 5 - 12 図 共同溝内 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の耐震クラス範囲の概要図

#### 4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。  
抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の色塗りについては、主流路となる部分が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能は赤）する。

以上

## 添付 1

### 別紙 2 機能要求②抜粋

(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ) )

### 共通09 別紙 2 一覧参照

No.	名称
7	第 10 条 : 閉じ込めの機能
20	第 24 条 : 廃棄施設

## 添付 2

### 申請対象設備リスト

(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ) )



申請対象設備リスト (系統設備)  
(2/2)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DR区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン	10条-1 10条-16 24条-3	機08-49	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	加熱器	加熱器	熱交換器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-50	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	容器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-51	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-52	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-53	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	10条-1 10条-16 24条-3	配08-11	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1,C/-	—	—	流体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主排風機	主排風機	ファン	10条-1 10条-16 24条-3	機08-11	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	補助排風機	補助排風機	ファン	10条-1 10条-16 24条-3	機08-12	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	容器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-13	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-14	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器	10条-1 10条-16 24条-3	機08-15	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	10条-1 10条-16 24条-3	配08-5	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	流体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 10条-16 24条-3	機08-3	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン	10条-1 10条-16 24条-3	機08-4	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	塔槽類廃ガス処理系	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系、建屋換気系)	主配管	10条-1 10条-16 10条-18 24条-3	配08-1	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	流体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナ プルボイソン処理建屋塔槽 類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 10条-16 24条-3	機08-5	DC	4	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナ プルボイソン処理建屋塔槽 類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1 10条-16 24条-3	機08-6	DC	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナ プルボイソン処理建屋塔槽 類廃ガス処理設備	—	チャンネルボックス・バーナ プルボイソン処理建屋塔槽 類廃ガス処理設備	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	10条-1 10条-16 24条-3	配08-2	DC	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1,C/-	—	—	流体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵 建屋塔槽類廃ガス処理設 備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1,14,16 24条-3	機-02-1	AE	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵 建屋塔槽類廃ガス処理設 備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1,14,16 24条-3	機-02-2	AE	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵 建屋塔槽類廃ガス処理設 備	—	ハル・エンドピース貯蔵 建屋塔槽類廃ガス処理設 備	主配管(溶液保持系、廃ガス処 理系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3	配-02-1	AE	一式	②-4	既設	非安重	—	B,C/-	—	—	流体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	凝縮器	凝縮器	容器	10条-1,14,16 24条-3	機-13-1	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	デミスタ	デミスタ	容器	10条-1,14,16 24条-3	機-13-2	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1,14,16 24条-3	機-13-3	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1,14,16 24条-3	機-13-4	AH	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1,14,16 24条-3	機-13-5	AH	4	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3	配-13-1	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1,C/-	—	—	気体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	—	分析建屋塔槽類廃ガス処 理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3	配-07-1	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	気体：廃ガス



### 添付 3

#### 申請対象設備抽出結果

(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ) )

(1) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系  
(ウラン系)

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-04-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	デミスタ	デミスタ	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	凝縮器	凝縮器	熱交換器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-9	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	排風機	排風機	ファン		AC	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	高性能粒子フィルタ	第1, 第2高性能粒子フィルタ	フィルタ		AC	8	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	漏えい液受皿	ウラン系塔槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい液受皿	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：廃ガス
配-04-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：廃ガス洗浄液

(2) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理  
系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-04-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	真空ポンプ	第1真空ポンプ	ポンプ		AC	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	真空ポンプ	第2真空ポンプ	ポンプ		AC	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-04-1	再処理設備本体	精製施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理	溶媒処理廃ガス処理系	溶媒処理廃ガス処理系	主配管 (溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：廃ガス

### (3) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備



抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	第1廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-05-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	BA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-05-13	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	—	濃縮缶凝縮器	熱交換器	BA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	第2廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-05-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-05-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	BA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (溶液保持系, 廃ガス処理系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス

#### (4) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理	—	デミスタ	デミスタ	容器		AD	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器		AD	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器		AD	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン		AD	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		AD	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理	—	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	—	AD	一式	②-4	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：廃ガス

(5) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-25	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		DA	4	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-26	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	よう素フィルタ	フィルタ		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-27	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-28	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	加熱器	加熱器	熱交換器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-29	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-30	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配08-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	主配管(溶液保持系, 廃ガス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	流体: 廃ガス



(6) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

廃溶媒処理廃ガス処理系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-47	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-48	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	よう素フィルタ	フィルタ		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-49	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-50	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	加熱器	加熱器	熱交換器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-51	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-52	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-53	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配08-11	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管(溶液保持系, 廃ガス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	流体: 廃ガス

(7) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-11	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主排風機	主排風機	ファン		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-12	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	補助排風機	補助排風機	ファン		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-13	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-14	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-15	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配08-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主配管(溶液保持系, 廃ガス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	流体: 廃ガス

(8) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

塔槽類廃ガス処理系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設区区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	



抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配08-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処	塔槽類廃ガス処理系	塔槽類廃ガス処理系	主配管(溶液保持系, 廃ガス処理系, 建屋換気系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	流体: 廃ガス

(9) チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋

塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		DC	4	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン		DC	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考	
配08-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・パーナブルボイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	チャンネルボックス・パーナブルボイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(溶液保持系, 廃ガス処理系)	主配管	—	DC	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	流体: 廃ガス

(10) ハル・エンド ピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—														
機-02-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ		AE	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-02-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン		AE	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	—	AE	一式	②-4	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：廃ガス
配-02-1																				

(11) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備



抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考	
機-13-1	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理	—	凝縮器	凝縮器	容器									
機-13-2	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理	—	デミスタ	デミスタ	容器									
機-13-3	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器									
機-13-4	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン									
機-13-5	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ									

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-13-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理	—	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	気体：廃ガス
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理	—	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(溶液保持系、廃ガス処理系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：廃ガス































































共通09 別紙1-2-4-1-2-8 添付3  
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない (SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管 (SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、 <b>ベント</b> 、 <b>バイパス</b> ラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	F	放射性廃液の回収ラインであり主流路としない
14	個別	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない
15	個別	化学薬品貯蔵供給系へ脱硝塔からの廃ガスを移送するラインは、化学薬品貯蔵供給系においてNOxガスを製造する試薬等のユーティリティラインであるため、当該設備を主流路と設定しない

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書に記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。























































低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		









廃溶媒処理廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		





雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		









塔槽類廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		













チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		



共通09 別紙1-2-4-1-2-18  
 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水、水封の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器等で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収ラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	I	仮設流量計接続箇所であり主流路としない
14	J	漏えい液回収以外の安全蒸気ラインであり主流路ではない
15	換気個別	入気ダクトまたは安重セル以外の排気ダクトのため主流路としない
16	L	ADRBの有効性範囲外のため主流路としない
17	N	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
18	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。





塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ） ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	個別	分析設備内からの各グローブボックスからの分析済溶液ラインは、少量のウラン及びプルトニウムを含む分析済溶液の回収ラインのため主流路としない。
14	個別	非定常のラインであり主流路としない
15	個別	分析廃液の移送に使用する配管であり主流路としない
16	個別	洗濯廃液、ユーティリティラインであり主流路としない。
17	個別	操作ボックス内の移送ラインは、閉じ込め機能を有していないため主流路としない。
18	個別	濃縮・抽出処理で発生する低レベル廃液（凝縮液、抽出残液）の移送ラインは、低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
19	個別	系統機能を有する排気ラインではないため主流路としない
20	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない
21	個別	分析設備内からの各グローブボックス等からの分析廃液ラインのため主流路としない
22	個別	極低レベル廃ガス移送ラインは、公衆への影響が小さい廃ガスであるため、当該設備の主流路としない。
23	0	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調機用のラインであり、主流路としない。
24	個別	セル及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する施設の排気経路は、低濃度プルトニウム溶液、ウラン溶液、分析済溶液、低レベル放射性廃棄物を内包する分析済溶液受槽等を収納しておらず、流路に設定した範囲のセル等の廃ガスと比べ放射線量が極めて低いため、当該設備を主流路と設定しない。
25	個別	分析建屋給気系は、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であり、万一の場合、閉じ込めモードである送風機停止（給気停止）による排気のみでの運転がある。分析建屋設備において重要な系統は、分析建屋排気系であるため、当該設備を主流路と設定しない。
26	個別	系統内の負圧調整用の空気を供給する圧縮空気ライン及び室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、主流路と設定しない。











































